

核軍縮の再生:

広島 G7 サミットに向けて

2023年3月 REC-PP-16

吉田 文彦 RECNA センター長・教授

西田 充 長崎大学多文化社会学部教授

中村 桂子 RECNA 准教授

広瀬訓RECNA 副センター長・教授鈴木達治郎RECNA 副センター長・教授

金崎 由美 中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター長

朝長 万左男 RECNA 客員教授

(執筆順)

※本稿で述べている見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織を代表するもので はありません。 8月14日に発布された日本の「終戦の詔書」には、原爆についてこんな表現がある(現代語訳)。

「敵は新たに残虐な爆弾を使用して、罪のない人々を殺傷し、その被害ははかり知れない。 それでもなお交戦を継続すれば、ついにわが民族の滅亡を招くだけでなく、それから引き続いて人類文明をも破壊することになってしまうだろう」¹

原爆投下が、降伏の決断をする最大の理由だったかどうかについては、今日でも明確な評価は定まっていない。しかしながら上の文面は、「終戦の詔書」をまとめた当時の政府の上層部が、核兵器の破壊力を認識し、文明の危機さえ直観していたことを示唆している。実際に核時代の到来をどう受け止めていたのか。起草者たちに直接聞いてみたい思いにかられるが、もちろんそれはかなわない。

あれから 78 年近くがたち、G7 サミットが広島で今年 5 月に開催される。被爆地での開催は、半世紀近い G7 サミットの歴史の中で初めてのことである。議長をつとめる岸田文雄首相の地元が広島ということが大きな要因だが、原爆を投下した米国、原爆開発のマンハッタン計画に参加した英国、さらには米英に遅れて核保有国となったフランスの首脳もすべて、広島での開催に同意したことから実現した。

当然のことながら、広島だけでなく長崎でも、G7 首脳による被爆地からのメッセージに 熱い視線が向けられる。ロシアによるウクライナ侵略という核保有国の軍事的暴力を眼の 前にしているからこそ、そのロシアによる「核の恫喝」を見せつけられている今だからこそ、 なおのこと、G7 サミット@ヒロシマへの期待が膨らむ。

しかしながら、この7カ国のうち米英仏は核保有国であり、日本、ドイツ、イタリア、カナダは米国の同盟国として「核の傘」の中に入っている。ドイツ、イタリアは北大西洋条約機構(NATO)の中で米国と「核の共有」をしており、自国の軍用機に米国所有の核兵器を搭載して攻撃できる態勢をとっている。冷静に考えれば、この7つの核抑止依存国の首脳が被爆地に集合したからと言って、「核のない世界」に向けた画期的な行動がただちに始まることはないだろう。

それでも、核軍縮を再起動させる方策を改めて考えてみる絶好の機会であることは間違いない。そうした視点から、本ポリシーペーパーを編むことにした。目次(次頁)にあるように、7本の論考で構成されている。

長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) センター長・教授 吉田 文彦

¹ 「終戦 8.15 の記憶 玉音放送の全文<現代語訳付き>」、西日本新聞デジタル版、2014 年 8 月 15 日 https://www.nishinippon.co.jp/item/o/433420/

目 次

		吉田	文彦			
ウクライナ侵略と広島 G7 サミット:日本の核軍縮	i外交の課 題	<u>E</u>				
		西田	充	1		
軍縮教育の将来:被爆地の役割を考える		中村	桂子	11		
第3章 2023年核不拡散条約準備委員会と核兵器禁止条約締約国会議に向けて						
		広瀬	割[[16		
ウクライナ侵攻後の北東アジア:核リスク削減にも	けて					
		鈴木	達治郎	21		
広島 G7 サミット:首脳が決断すべきこと		吉田	文彦	28		
被爆地からのメッセージ						
何を求めるのか G7 首脳を迎える広島から		金崎	由美	34		
長崎からのメッセージ:G7 サミットに向けて	• • •	朝長	万左男	36		
`				38		
	ウクライナ侵略と広島 G7 サミット:日本の核軍統軍縮教育の将来:被爆地の役割を考える 2023 年核不拡散条約準備委員会と核兵器禁止条約統 ウクライナ侵攻後の北東アジア:核リスク削減にも 広島 G7 サミット:首脳が決断すべきこと 被爆地からのメッセージ 何を求めるのか G7 首脳を迎える広島から 長崎からのメッセージ: G7 サミットに向けて	ウクライナ侵略と広島 G7 サミット:日本の核軍縮外交の課題・・・・ 軍縮教育の将来:被爆地の役割を考える・・・ 2023 年核不拡散条約準備委員会と核兵器禁止条約締約国会議・・・・ ウクライナ侵攻後の北東アジア:核リスク削減にむけて・・・・ 広島 G7 サミット:首脳が決断すべきこと・・・・ 被爆地からのメッセージ 何を求めるのか G7 首脳を迎える広島から・・・・ 長崎からのメッセージ: G7 サミットに向けて・・・・	ウクライナ侵略と広島 G7 サミット:日本の核軍縮外交の課題	ウクライナ侵略と広島 G7 サミット: 日本の核軍縮外交の課題		

第1章 ウクライナ侵略と広島 G7 サミット:日本の核軍縮外交の課題

西田 充

1. はじめに

核軍縮をめぐる情勢は、キッシンジャー元米国務長官をはじめとするいわゆる 4 賢人による 寄稿 ¹がウォールストリートジャーナル紙に掲載された 2007 年頃を皮切りに、オバマ大統領(当時)がプラハ演説 ²を行った 2009 年や新戦略兵器削減条約(新 START)が署名された 2010 年頃をピークとして、2012 年のプーチンの大統領復帰を境に 10 年ほど前から徐々に雲行きは怪しくなっていた。2013 年にはオバマ大統領がポスト新 START に向けた更なる削減のための提案を行ったものの、その直後にシリアの化学兵器問題で米ロ関係が急速に悪化した。そして、2014 年のクリミア侵攻で決定的となり、それ以降、核兵器禁止条約(TPNW)の交渉・成立・発効といった動きを除けば、新たな核軍縮の動きはほぼ停滞状態にある。その新 START ですら、先日、プーチンが履行停止を表明し、事実上死亡宣告が言い渡されてしまった。

もともとポスト新 START は、米側が非戦略核も含めて互いの核兵器全般を対象とすべきと主張する一方で、ロシア側はそれならば英仏の核兵器も対象とすべき、更にはミサイル防衛や先進精密打撃能力、宇宙といった戦略的安定性に関わる一切を包括的に交渉すべきと主張するなど、実際に交渉が始まっても非常に複雑な方程式を解かなければならない状況にあった。また、米国においては、トランプ政権が、不透明な形で核戦力増強を進める中国も交えて3カ国間の交渉にしなければならないと主張し、全く見通しが立たない状況にあった。それでも、バイデン政権は、中国との戦略的対話とロシアとの核軍備管理・軍縮交渉を切り離し、両国との関係が緊張状態にあったとしても、それぞれの対話を推し進めるべく首脳レベルで動き、微かな希望は残されていた。

しかし、ロシアによるウクライナ侵略は、そうした停滞気味ではありつつも、何とか前進しようとする動きすら潰してしまうほどの強烈な一撃となった。国内外で、ウクライナがソ連崩壊時に引き継いだ核兵器をロシアに引き渡したことが間違いであったとの言説が広まり、日韓では核共有や独自核武装の議論が噴出するなど、人々の中での核兵器が必要・重要との認識が広まっている。ロシアは、ウクライナ侵略で通常戦力が疲弊化し、今後ますます核兵器への依存度を高め、核戦力の増強を進めるだろう。中国も核戦力を増強している。米国も、それに対抗して、核戦力の増強に進む可能性は排除されない。そうして、米中間はおろか、米露間ですら、核軍備管理・軍縮条約が消滅し、核軍縮どころか、再び核軍拡の時代が到来する可能性が高い。

このように核軍縮が非常に厳しい状況に直面している中で、本年5月に被爆地広島でG7サミ

¹ George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons", *The Wall Street Journal*, January 4, 2007.

² The White House, *Remarks by President Barack Obama in Prague As Delivered*, April 5, 2009, https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered.

ットを開催する日本はどのように核軍縮外交を展開すればいいのか。短・中・長期にわけて考える必要があるが、紙幅の関係で、本稿では喫緊の課題を中心に日本の核軍縮外交の課題と今後の 方向性について論じたい。

2. 3つの規範

従来、日本は、包括的核実験禁止条約 (CTBT)の早期発効や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)の早期交渉開始・妥結、米露によるポスト新 START を含めた更なる核削減交渉などを現実的・実践的な核軍縮措置と位置付けて推進してきた。しかし、CTBT の発効も FMCTの交渉開始もほぼ四半世紀にわたって実現できておらず、また、大国間競争の激化やウクライナ侵略もあって、上記のとおりポスト新 START の成立の可能性は低い。これまでの現実的・実践的な核軍縮措置の短期的な見通しはほとんどなくなっており、もはやそれらを中期的課題と位置付けざるを得なくなっている。

そこで、当面の日本の核軍縮外交の喫緊の優先課題として、核軍縮の基盤を形作る「3つの規範」、すなわち、核不使用・威嚇 (non-use/non-threat)、核不実験 (non-testing)、核分裂性物質 (プルトニウムや高濃縮ウラン) 不生産 (non-production) の規範の形成・維持・強化を推進することを提案する。これらを日本が掲げる「法の支配による国際秩序」の一環と位置付けることも可能である。

核不使用・威嚇(non-use / non-threat)の規範

核使用リスクが非常に高まっている現状においては、まずは、核兵器が使用されることがないようあらゆる外交努力を展開することを喫緊の課題と位置付けざるを得ない。核兵器が使用されるリスクは、ロシアによるウクライナ侵略以前から、朝鮮半島や南アジアといった地域のホットスポットのみならず、東欧や台湾海峡など核兵器不拡散条約(NPT)上の核兵器国である中口が関わる地域でも、それぞれの地域によってそのリスクの度合いは異なるとしても、徐々に高まっていた。プーチンは、ウクライナ侵略以前から、クリミア侵攻・併合時にも核の恫喝を行い 3 、米ロといった戦略的な核抑止のみならず、自らの勢力圏内での軍事衝突に際しては西側 NATOによる軍事介入を阻止するために小型核を限定的に使用することを辞さないいわゆる「エスカレーション抑止」ドクトリンを有していたと見られている 4 。ウクライナ侵略によって、更に核使用リスクは高まっているわけであるが、核のタブーが打ち破られないよう核不使用・威嚇の国

³ 2015 年 3 月 15 日放映の「クリミア、祖国への道」と題するドキュメンタリー・フィルムにおいて、プーチンは、クリミア「併合」時にロシアの核戦力も即応体制に入らせたのかとの記者からの質問に対し、「我々はそれをする用意があった。」「我々は 最悪の事態の進展にも備えていた。」と述べた。Laura Smith-Spark, Alla Eshchenko and Emma Burrows, "Russia was ready to put nuclear forces on alert over Crimea, Putin says", *CNN*, March 16, 2015.

 $^{^4}$ いわゆるロシアの「エスカレーション抑止」については、小泉悠「ロシアの核政策と 5 核兵器国首脳共同声明」、西田充「5 核兵器国首脳共同声明の核戦略へのインプリケーション」『レクナポリシーペーパー:核戦争に勝者はありえず、核戦争は決して戦ってはならない:5 核兵器国首脳共同声明の意義と課題』2022 年 3 月を参照。

際規範を維持・強化すべくあらゆる努力を尽くす必要がある。核軍縮の過程において、核兵器が使われてしまっては元も子もない。「核兵器は二度と使われてはならない」との被爆者の思いにも反してしまう。

あらゆる外交努力を展開するとは、国連や G7、G20 といった多国間外交、東アジアサミットやアセアン地域フォーラム(ARF)といった地域外交、中口などとの二国間外交など、すべての階層において、核兵器は使ってはならず、また、核兵器を用いた恫喝・威嚇もしてはならない、というメッセージを国際社会が発信し続けるよう仕向けるということである。既に、G7 では様々な声明で「77 年間に及ぶ核兵器の不使用の記録の重要性を想起」、「ロシアの無責任な核のレトリックは受け入れられない」と表明している 5。しかし、「核不使用の記録の重要性を想起」するのみで、ロシアによる核不使用が認められないとのメッセージが欠けている。更に、普遍的な核不使用・威嚇の「規範」を形成・維持・強化するという決意が表明されていない。自らの核抑止政策との整合性を気にしている可能性はあるが、それでは西側先進国のご都合主義との色眼鏡で見られてしまい、特にグローバルサウスとの関係でメッセージの普遍性が弱まってしまう。武力の行使・威嚇は一般的に認められないとしつつ、自衛権を認める武力不行使・威嚇の国際法上の一般原則と並列に考えれば何ら問題は生じないはずである。同一般原則での「武力」には核兵器も含まれると解される。

G20 では、昨年 11 月の首脳声明で、「核兵器の使用・威嚇は認められない」とロシアに限らず一般論として述べていることから規範の形成に貢献するとも言えるが、他方で、これは「ロシア」を名指ししたくない国が G20 の中にいることを背景とした政治的妥協の産物であることから(かつ、ロシアも G20 のメンバーである)、「規範」を形成・維持・強化する上では、G20 首脳の政治的意思の強さに疑問を投げかけるものとなっている。したがって、最も望ましいのは、ロシアによるいかなる核兵器の使用・威嚇も認められないとの強いメッセージを発した上で、ロシアに限らず一般的にも核兵器の使用・威嚇は認められないとのメッセージを打ち出すことである。秋の G20 サミットにつなげるべく、本年 5 月の G7 広島サミットでの力強いメッセージを期待する。

国際的な規範形成において最も効果的な場は国連である。その関連で、国連総会緊急特別会合でロシアのウクライナ侵略関連の決議がこの1年間で6本採択されているが、残念ながら、ロシアによる核の恫喝を非難するといった文言は盛り込まれていない。唯一、侵略開始直後の昨年3月に採択された決議。の前文で、「ロシアによる核戦力の態勢向上にかかる決定を非難」したのみである。一連の決議はコンセンサス採択ではなく、いずれにしてもロシアは反対票を投じていることから、核の恫喝を非難し、核使用が認められないことを盛り込むことは可能なはずである。日本も共同提案国に名を連ねていることから、次に機会がある際には日本が率先して盛り込むことが期待される。なお、直近の侵略1周年の非難決議に反対(7カ国)・棄権(32カ国)した

 $\underline{\text{https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005794.html}_{\bullet}}$

⁵ 例えば、ウクライナ侵略開始から 1 年後の G7 首脳声明参照、 https://www.go.fa.go.ir/coofei/gom/go/go.go.4 005704 html

⁶ Resolution adopted by the General Assembly on 2 March 2022: Aggression against Ukraine (A/RES/ES-11/1), March 18, 2022.

39 カ国のうち約半数は、TPNW の当事国である 7。中でも、南アやアルジェリア、スリランカ、カザフスタンなど、これまで核軍縮を積極的に推進し、核軍縮の進展の遅さについて核兵器国を批判してきた主要・中堅国がいる。仮にロシアの核恫喝を非難する文言を盛り込んだ場合、これらの国は引き続き反対・棄権するのだろうか。その場合、国連安保理常任理事国による核の恫喝を伴う他国への侵略という前代未聞の事案と TPNW との整合性をどうつけるのか、それらの諸国には真剣な内省が求められる。

また、日本が最大の拠出国となっている国際刑事裁判所 (ICC)を最大限活用することも考えられる。本年3月17日、プーチンは、ウクライナ占領地からの違法な子供らの連れ去りに関与したとして、戦争犯罪の疑いで逮捕状が出された。1996年の国際司法裁判所 (ICJ)の勧告的意見のとおり、核兵器の使用・威嚇を一般的に違法とする国際法はないが、少なくとも国連憲章で違法化されている武力の使用・威嚇禁止に違反する形で核兵器の使用・威嚇をすれば国際法違反となる。核兵器使用・威嚇の命令を下した国家指導者を戦争犯罪者として扱うかについてはまだICCにおいて議論が続いているものの、一般的な形でなくとも、まずは確実に国際法違反と言える核兵器の使用・威嚇の命令を下した国家指導者を戦争犯罪者として扱うとのコンセンサスを得られれば、核不使用・威嚇の規範の形成・維持・強化において重要な前進となろう。日本としても、米国の拡大核抑止に抵触しないよう、こうした形での規範形成に向けて貢献することは可能と考える。

核兵器使用・威嚇のハードルが年々下がってきている中で、日本にしかできない被爆の実相を世界に更に広く伝えることは、核不使用・威嚇の規範の形成・維持・強化においてこれまで以上に重要になっている⁸。岸田首相が、昨年の第 10 回 NPT 再検討会議で発表した「ユース非核リーダー基金」の設置は時宜にかなったものであり、今後の効果的な運用が期待される。

更に、先制核攻撃の誘因(インセンティブ)を下げるための戦略的安定性に資するあらゆる措置を現代の文脈の中で改めて検討することも核不使用の規範形成において一定の意義を有するだろう。例えば、特に中口が進める地上配備型核運搬手段の「多弾頭化」は先制核攻撃の誘因を高めることになることから、戦略的安定性の観点からは「単弾頭化」が望ましい。冷戦期においても最終的に発効しなかった第2次戦略攻撃兵器削減条約(STARTII)で一旦合意されていたが、緊張緩和が進んだ冷戦後の新 START ではもはや考慮の対象とならなかった。しかし、再び大国間競争の時代にある現代において、改めて「多弾頭化」の危険性にスポットライトを当て、核使用リスクを高める「多弾頭化」は望ましくないとの認識が共有されるよう努めることは、核不使用規範の強化にも資するであろう。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page18_000176.html、本文:

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11552799/www.mofa.go.jp/mofaj/files/000028214.pdf

⁷ 公式記録(A/ES-11/PV.19)参照。

^{8 2014}年1月の長崎大学での岸田外相(当時)の核軍縮不拡散に関する政策演説で、広島と長崎の惨禍を世代と国境を越えて継承することは、唯一の戦争被爆国である日本の使命として、(1) 核兵器の非人道的側面を考慮することは国際社会を「結束させる」触媒、(2) 核兵器の非人道的側面についての認識を世代と国境を越えて「広げていく」、(3) 科学的側面についての知見を「深めていく」の3つのポイントを指摘した。概要:

核不実験(non-testing)の規範

CTBT の発効が当面見込めないとは言え、少なくとも核爆発を伴う核実験が行われない状態を続け、仮に核実験が行われたとしても、国際的な非難を浴びせることで、核不実験の規範を維持・強化することが不可欠である。核実験が次々に行われるような状況になれば、核軍縮どころではなくなるからである。

CTBT が国連総会で採択されてから四半世紀以上が経っているが、その間にインド、パキスタン、北朝鮮が核爆発を伴う核実験を行った。いずれも厳しい国際的な制裁を課された。印パについては、その後、制裁が解除され、核戦力の増強が続いているのは、核不実験の規範の強化という観点では望ましくなかった。

北朝鮮に対する国連安保理の制裁は継続している。しかし、近年の米・中ロ関係の悪化もあり、中口による制裁の履行は緩く、北朝鮮の核・ミサイル開発・配備は加速度的に進んでいる。北朝鮮は、その核ドクトリンを従来の対米戦略的抑止のみならず、戦術・戦域的な先行核使用あるいは限定的核使用も辞さない戦争遂行ドクトリンにまで拡大しており、その中で、多種・多数の戦術・戦域ミサイルを開発している。北朝鮮は、そうした戦域・戦域ミサイルに搭載可能なより小型の核弾頭の開発のためにも更なる核実験を必要としており、7回目の核実験を実施できるよう準備を整えているとみられている。米・中ロの関係が悪化している中で北朝鮮が核実験を実施した場合の国際社会の反応は、今後の核不実験の規範の行く末を決める重要な転換点となろう。大国間競争の時代にあっても、核不実験の規範を維持・強化すべく日本は地道な外交を展開する必要がある。

問題は、大国間の関係が悪化しているのみならず、それら大国自らが核実験を行う可能性がある、あるいは、既に行っている可能性があるということである。米国は、毎年議会に提出する各国の「軍備管理・軍縮不拡散関連条約等の遵守状況報告書」において、2019年以来、中ロが核実験モラトリアム宣言に反して極めて小規模の核実験を秘密裏に行っている可能性を指摘している ¹⁰。

その米国も問題を抱えている。米国は、CTBTを批准する見通しはないものの、核実験モラトリアムを宣言している。3つの国立研究所所長が、毎年、議会に核爆発を伴う核実験を行う技術的な必要はないとの認証を行っており、近い将来、少なくとも技術的な観点から米国が核実験を再開する可能性は低い。しかし、トランプ政権時代に、中ロの核実験に対抗し、迅速に核実験を行えることを示すことで、トランプ政権が追求していた中ロとの3カ国間の軍備管理交渉における立場を強めることができるとして、核実験の再開を議論していたと報じられたことがある

usage makes conflict even more likely", *Foreign Policy*, April 28, 2022. Ankit Panda, "Why North wants tactical nuclear weapons", *NK Pro*, July 7, 2022.

10 より正確には、ロシアについては核実験モラトリアムに反して超臨界の核実験を実施したと評価し、中国については核実験モラトリアムの遵守を疑わせる活動を行っていると懸念を示した。なお、米国の解釈では、「核

実験モラトリアム」はゼロ・イールドを意味し、臨界を超えた核実験は核実験モラトリアム(及び CTBT)に 違反する。米国務省の年次遵守報告書を参照。 https://www.state.gov/adherence-to-and-compliance-with-

⁹ Ankit Panda, "North Korea's Tactical Nuclear Plans Are a Dangerous Proposition: Lowering the threshold for

11。米国では、このように核実験再開論は一定の政治勢力を有しており、トランプ政権による核実験再開議論が報じられた直後、米議会でもそれに呼応して必要あれば核実験を再開できるよう予算をつける法案が提出されるといった動きも見られた 12。こうした動きを念頭においてか、プーチンは、新 START の履行停止を表明する際に、米国が核実験を行えばロシアも核実験を開始する、と述べた 13。このように、北朝鮮のみならず、核大国においても核実験モラトリアムに反する形で核実験を再開する(あるいは、既に行われている)可能性が排除されない。核不実験の規範は土俵際にあり必ずしも当然視できない状況にある。仮に米国が核実験を再開するようなことになれば、日本の核軍縮外交は極めて難しい状況に直面することになる。

具体的には、21世紀に核実験を実施しているのは北朝鮮のみであって、その仲間入りをするのは恥ずかしいことであるとのメッセージを国際的に増幅させる外交を多国間・地域・二国間など重層的に展開することが肝要である。そして、仮に北朝鮮が7回目以降の核実験に踏み切った場合、国際社会が一致して非難できるよう今のうちから環境を醸成する外交を展開する必要がある。また、すべての国連加盟国が北朝鮮の核実験への対応としての国連安保理決議を着実に履行するよう確保することも、核不実験の規範を形成・維持・強化していく上で重要である。

核兵器用核分裂性物質不生産(non-production)の規範

核兵器の材料となるプルトニウムや高濃縮ウランの生産を禁止する条約(FMCT)は、CTBT に続く核軍縮の次なるステップとして主にジュネーブ軍縮会議(CD)でその交渉開始について 長年にわたって協議が続けられてきた。2009 年に一度交渉開始に合意したが、実際の交渉開始 に入る段階で、自国の核戦力への影響を懸念したパキスタンが反対し、交渉を開始できず、現在 に至っている。5 核兵器国(N5)のうち中国を除く 4 核兵器国は生産モラトリアムを宣言しており、中国も頑なに宣言はしないものの、実際の生産は行っていないと見られている。しかし、北朝鮮はさることながら ¹⁴、印パも生産は継続しているとみられている。更に、中国も、高速炉と 再処理施設の建設・稼働を進めており、プルトニウムの生産を開始する可能性が高い ¹⁵。中国は これら施設を民生用としているが、2017 年以来、国際原子力機関(IAEA)への民生用プルトニ

¹¹ John Hudson and Paul Sonne, "Trump administration discussed conducting first U.S. nuclear test in decades", *The Washington Post*, May 22, 2020.

 $^{^{12}}$ Rebecca Kheel, "Senate panel approves \$10M to prepare for nuclear test 'if necessary'", *The Hill*, June 15, 2020.

¹³ Guy Faulconbridge, "Russia's Putin issues new nuclear warnings to West over Ukraine", *Reuters*, February 22, 2023.

¹⁴ 北朝鮮の核分裂性物質生産については、2021 年頃から再処理施設の再稼働の徴候があると IAEA 事務局長報告で報告されているが、本年 3 月 28 日付の朝鮮中央通信は、27 日、金正恩総書記が核兵器研究所を視察し、共産党中央委員会の核戦力増強計画に沿って、兵器級核分裂性物質生産の大幅な拡大を指示したと報じている。 "Respected Comrade Kim Jong Un Guides Work for Mounting Nuclear Warheads on Ballistic Missiles", KCNA, March 28, 2023.

^{15 2022} 年米国防省中国軍事力年次報告書参照。U.S. Department of Defense, *Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2022*,

ウム保有量の報告をしておらず、中国の不透明な形での核戦力の多様化・増強と相まって極めて 不透明な状況にある。このように、3つの規範のうち、核分裂性物質不生産の規範が最も脆弱な 状況にある。核兵器用の核分裂性物質の生産が、5核兵器国においても再開される事態になれば、 核軍縮どころではなくなってしまう。

核爆発を伴う核実験と違い、核分裂性物質の生産は視覚化されにくいことから、FMCT 交渉 への市民社会や国際社会の支持・圧力も弱く、国際的な対応が鈍い。したがって、他の2つの規 範と比べて、規範を形成するのは最も難しい。核分裂性物質の生産はただでさえ視覚化されず、 民生用か核兵器用か区別がつきにくいので、究極的には民生用であっても核分裂性物質の生産 が行われないことが望ましい。したがって、長期的には、日本も自らの核燃料サイクル政策を核 軍縮不拡散政策の文脈で改めて見直すことが必要であろう。 とは言え、エネルギー政策との関係 で各国ともその必要性を見出しているのであれば、また、交渉すら始まっていない FMCT でも 民生用の核分裂性物質生産は禁止されないことから、現時点で民生用の核分裂性物質の不生産 まで求めることは非現実的である。当面は、民生用か核兵器用かの区別をつけやすくするために、 核兵器国であっても核燃料サイクルの機微な部分には IAEA の保障措置を受けることや、プルト ニウムや高濃縮ウラン(HEU)の保有量や生産計画を継続的に公表することが当然である状況 を作り出し、全体として核分裂性物質生産をめぐる透明性を高めることから始める必要がある。 既に、NPT の場では、日本も主要メンバーである核軍縮不拡散イニシアティブ (NPDI)が、長 年にわたって核弾頭や運搬手段の保有・配備数や核分裂性物質の生産量などの透明性を向上さ せるべく具体的な報告フォームなどを提案している。こうした努力を続けつつ、核弾頭や運搬手 段とは切り離して、IAEA におけるプルトニウム保有量の報告(INFCIRC/549)を発展させる形 で、民生用・核兵器用を問わず核分裂性物質に焦点をあてた透明性レジームを国連や IAEA の下 に構築することも一案であろう。

また、核燃料サイクルへの保障措置適用については、既に NPDI が、2013 年の NPT 準備委員会で「核兵器国における保障措置適用拡大」と題する作業文書 ¹⁶を提出している。核兵器国と非核兵器国の義務の差別性・非対称性を緩和するためにも、核兵器国における原子力活動全般に保障措置の適用を拡大すべきとの原則は維持しつつも、まずは核分裂性物質に関する透明性レジームの一環に位置付けつつ、核燃料サイクルへの保障措置の適用を拡大することから始めることを国際的に提案・推進していくことも一案である。G7 広島サミットでこうした核分裂性物質に関する透明性レジームの大きな方向性だけでも合意できれば、その後のフォローアップにつながることが期待される。

3. 地域における軍備管理・軍縮

上記 2. の 3 つの規範は、主に国際安全保障の向上のために国際的な規範を想定していたが、 軍備管理・軍縮を地域の安全保障の具体的な向上に資するツールとして考えることも肝要であ る。日本の核軍縮外交は国連をはじめとする多国間外交を中心としており、地域の安全保障に軍

¹⁶ Wider application of safeguards in the nuclear-weapon States (NPT/CONF.2015/PC.II/WP.23), April 5, 2013.

備管理・軍縮を活用するということがあまり行われてこなかった。軍備管理・軍縮と言えば、START や CTBT といった条約といった法的文書の交渉が想像されがちであるが、ここは、「戦争の可能性、戦争が起きた場合の範囲や暴力の程度を下げるための潜在敵国間のいかなる軍事協力」との本来の軍備管理の幅広い定義に立ち戻ることが必要である。こうした幅広い定義に沿って、欧州では、冷戦期以来、欧州安全保障協力機構 (OSCE)を中心に信頼醸成措置 (CBM)を含む重層的な軍備管理・軍縮のレジームが構築されている。国際場裏でも、近年では、ホットラインの創設や事前通報制度といった危機管理的な措置を中心に「核リスク低減」という概念の下で様々な措置が議論されている。核使用リスクが高まっているにもかかわらず軍備管理・軍縮が欠如している北東アジアこそ、幅広い定義の下での軍備管理・軍縮のポテンシャルを活用できる余地が大きい。

例えば、朝鮮半島の非核化や米中の戦略的対話も地域の軍備管理・軍縮の一つと言える。特に 台湾有事における意図しない形での核使用リスクを低減させるために、日本としては、まず米中 間での核ドクトリンの明確化や、危機管理やエスカレーション管理のための様々な措置の議論 を深めるよう促すことから始められる。更には、日本の安全保障を犠牲にする形で、米中のみで 戦略的安定性を図ることのないよう、日本の視点もインプットすることが肝要である。特に無条 件の消極的安全保証といった中国の宣言政策と核戦力態勢との齟齬についてその背景や意図の 明確化(クラリフィケーション)を求めることが肝要である。

中距離ミサイルへの核弾頭の搭載禁止

宣言政策と核戦力態勢の齟齬を解消し、また、限定的核使用をちらつかせた形での台湾侵攻や 尖閣占拠といった事態を防ぐ一つの外交的方策として、中距離ミサイルへの核弾頭の搭載禁止 を地域安全保障及び地域軍備管理・軍縮の両面から地域諸国で議論することを提唱すればよい。 最終的には、検証や信頼醸成措置を盛り込んだ地域的な条約に発展することが望ましいが、まず は地域諸国による政治的コミットメントから始めることができる。

北東アジアでは、中距離核戦力(INF)条約が 2019 年に失効する以前から、同条約に縛られない中国が大量の地上配備型中距離ミサイルを保有・配備し、地域の軍事バランスが悪化していた。北朝鮮も、スカッドやノドンといった液体燃料型の中距離ミサイルから北極星といった固体燃料型の中距離ミサイルへの転換を加速化している。ロシアの条約違反とその後の米国の脱退によって同条約が失効したことを受けて、米国も地上配備型の通常弾頭搭載中距離ミサイルの開発を始めており、日本も昨年 12 月の戦略 3 文書において反撃能力という形で(当然ながら通常弾頭型)中距離ミサイルの開発を始める。韓国は、冷戦期以来、米国によって課されていた様々な制約がほとんど取り払われ、多様な中距離ミサイルを開発・配備している。このように北東アジア地域では、中距離ミサイルの拡散が急速に進んでいる。INF 条約は、「核戦力」との名称が付されていたものの、それは当時はまだ正確性の低い中距離ミサイルには核弾頭が搭載されることが前提であったためであり、実際には核・非核を問わず、すべての地上配備型中距離ミサイルが廃棄された。弾道ミサイルであっても精密打撃ができるほど正確性が高まった現代において、また、ここまで中距離ミサイルが拡散している北東アジアにおいて、INF 条約の内容を全面的に復活させることは現実的ではない。まずは、INF 条約が対象とする地上配備型中距離ミサイ

ルへの核弾頭の搭載を禁止するところから始めるのがよいだろう。

中国がすぐに応じる可能性は低いものの、検証可能な中距離ミサイルへの核弾頭搭載禁止条約を日本がポスト INF 条約におけるアジアの核軍備管理・軍縮イニシアティブとして提案することは、外交・地域安全保障両面でプラスになる。

検証については、ミサイルの形状など機微な情報を流出させることなく、ミサイルに核弾頭が 搭載されているか否かを検証することは技術的に可能である。米国が2014年に立ち上げた核軍 縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)と協力することで更に重層的な軍縮提案になろ う。IPNDV を単に遠い将来における可能性に向けての作業と捉えるのではなく、北朝鮮の非核 化検証や地域の中距離ミサイルへの核弾頭搭載禁止の検証といったより中期的課題への取組み と捉えることで、IPNDV をより意義深いものにできる。

中距離ミサイルへの核弾頭搭載禁止の検証に際しては、日米韓側も相互主義に基づいて中国の査察官を受け入れる必要があるが、日米韓側も中国のミサイルを査察でき、日米韓にとって、全体としてはデメリットよりメリットの方が大きいだろう。中国側にとっても、日米韓の中距離ミサイルに核弾頭が搭載されていないことを確認できることは一定のメリットがあろう。こうした検証プロセスは、全体として地域の危機安定性や軍備競争安定性、更には地域の信頼醸成にも資する。

「核兵器のない北東アジア」構想

図られている。

上述のとおり、これまで、軍備管理・軍縮を北東アジアの安全保障向上のためのツールとして外交展開するはあまり重視されてこなかった。その意味で、昨年 12 月に公表された直近の国家安全保障戦略で、それまでの軍備管理・軍縮を単なる理念的なものでなく、日本の安全保障環境を改善するためのツールと位置付けたことは画期的である ¹⁷。他方で、理念も引き続き重要であり、その点が今回の国家安全保障戦略が抜け落ちたことは残念である。いずれにしても、上述のような地域の軍備管理・軍縮提案を単発的に打ち出すのではなく、「核兵器のない世界」とのパラレルで「核兵器のない北東アジア」というビジョンの中に位置づけることが肝要である。それによって、安全保障政策としてのみならず、核軍備管理・軍縮イニシアティブとしても堅実性を高めることができる。

「核兵器のない北東アジア」というビジョンにおいては、朝鮮半島の非核化は当然ながら、中国(及びロシアのシベリア部)の非核化も長期的な射程に入る。中国の非核化も含めた真の意味での「核兵器のない北東アジア」が実現されれば、日韓が依存している米国による拡大核抑止に

^{17 2013}年国家安全保障戦略では「我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器使用の悲惨さを最も良く知る国であり、「核兵器のない世界」を目指すことは我が国の責務である。」とされていたのに対し、2022年国家安全保障戦略では「我が国周辺における核兵器を含む軍備増強の傾向を止め、これを反転させ、核兵器による威嚇等の事態の生起を防ぐことで、我が国を取り巻く安全保障環境を改善し、国際社会の平和と安定を実現する。そのために、軍備管理・軍縮・不拡散の取組を一層強化する。具体的には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的な取組を主導する。」とされた。理念型から安全保障型への転換が

ついても、大幅に見直すことができよう。「核兵器のない北東アジア」が実現したとしても、通常兵器も含めてすべての兵器がなくなるわけではない。現在の政策上の理屈からすれば、米国による拡大核抑止を大幅に緩和することができたとしても、完全に放棄することはできないかもしれない。しかし、「核兵器のない北東アジア」が真に実現すれば、恐らく地域の緊張関係は大幅に緩和される状況にあることが予想されることから、そのような状況においては拡大核抑止も必要ないとの政治判断を下すことができるかもしれない。そうなれば、特に被爆地の市民社会が長年望んでいる日本の完全な非核化が実現できるかもしれない。したがって、まずはそうした政治判断を下すことが可能な状況にまで持っていくことが肝要であり、こうした「核兵器のない北東アジア」は、日本政府と被爆地の市民社会が協同できる重要なビジョンになり得る。

4. おわりに

日本の核軍縮外交の課題としては、以上に限らず、具体的な核リスク低減措置の策定、TPNWへの向き合い方、次の NPT 再検討プロセスに向けた戦略、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議の進め方、被爆者が高齢化する中でいかに被爆の実相を世界に伝えるかを含め軍縮不拡散教育など、課題は他にも山積みである。紙幅の関係から、それらについては他の論考に委ねることとした。本稿では、国家安全保障戦略で重視されつつも具体的な記述が相対的に少なかった外交面と軍備管理・軍縮部分の具体化を念頭に置きつつ、同時に、軍備管理・軍縮が非常に厳しい現状においても、再び核軍縮が大きく前進できる時代が再来するまで持ちこたえ、その時が来たらすぐに対応できるよう最低限の基盤を提供し、また、今のうちから準備をするという観点から、幾つかの政策提案を行った。

日本としては、当面、第 10 回 NPT 再検討会議で岸田首相が発表した「ヒロシマ・アクション・プラン」の着実な履行を優先課題と位置付けると思われるが、上記で提案した事項はいずれもその「ヒロシマ・アクション・プラン」に足掛かりの要素があり、その履行の一環と位置付けることが可能と考える。本稿が少しでも政策立案において参考になれば本望である。

第2章 軍縮教育の将来:被爆地の役割を考える

中村 桂子

1. はじめに

G7 サミットが本年 5 月 19 日から 21 日まで、広島で開催される。また、それに関連する閣僚会議の一環として、5 月 13 日、14 日には、長崎で G7 保健大臣会合が予定されている。核兵器使用の惨禍を知るこの 2 都市に多くの政府関係者やメディア関係者らが集い、世界の注目が集まるこの機会は、核兵器が三度使用される危険性が高まる現状において、また、原爆投下から 77 年が経ち、被爆者の高齢化とともに体験の風化が懸念される時代背景の中で、きわめて大きな意義を持っている。

他方、岸田文雄首相がライフワークと公言する核軍縮の課題については、G7 広島サミットが 具体的かつ実質的な成果を生むことに懐疑的な声も多い。G7 構成国そのものが、核保有国の米 国・英国・フランス、そして「核の傘」依存国のドイツ・イタリア・カナダ・日本と、いずれも 核抑止依存へのさらなる傾斜を示している国であるからだ。岸田首相が「核兵器のない世界への 出発点」と位置付ける「被爆の実相を伝える」についても、被爆地が強く要望してきた G7 首脳 による平和祈念資料館見学や被爆者との対話が実現するか、現状ではまだ不透明である。

G7サミットの成否の主眼が、そこで採択される首脳宣言の内容にあることは言うまでもない。被爆地の関心からは、その中で核軍縮に関連してどこまで踏み込んだ文言に合意できるかが最大の注目点となる。しかし、もし私たちが、協議の行方をただ見守るだけの「傍観者」でいるならば、それは「核なき世界」に向けて前進するチャンスをみすみす逃すに等しい行為である。なぜならそれは、この会議の「当事者」を7カ国の首脳だけ、あるいは開催地広島だけに矮小化する思考の結果であるからだ。サミットの成否は、核兵器問題について広く国内・国際世論の喚起を図り、一人でも多くの人に「当事者」意識をもたせる機会として、このG7サミットを最大限活用できるか否かにもかかっている。

とりわけ日本の政府と市民社会には、G7 史上初の被爆地開催というこの好機を活かすべく、 知恵を絞っていくことが求められている。サミットを一過性のイベントに終わらせないことが 重要だ。前後の時期を含めて、核軍縮推進に向けた機運醸成のプロセスとして捉え、様々なアク ターを巻き込みつつ、多層的かつ戦略的に動くことが肝要である。こうした観点から、本稿では、 今回の G7 広島サミットを、「核軍縮教育」推進に向けた契機として活用することを提案したい。

2. 被爆地訪問の意義

核保有国や「核の傘」依存国の政府関係者が被爆地を訪問したからといって、実際の政策への 影響など期待できない、といった冷笑的な見方はもちろん存在する。2016 年のバラク・オバマ 元大統領の歴史的な広島訪問が、その後の実質的な核軍縮政策の前進に繋がらなかったことへ の落胆や失望も背景にあるだろう。

しかし大統領の広島訪問が国内外のメディアに大きく取り上げられた結果、広島への外国人 旅行者が増え、資料館への来館者も倍増するなど、その波及効果は単純には測れないことも事実 だ。また、その生涯に三度広島を訪れたゴルバチョフ氏が「広島は永遠に人類に警鐘を鳴らす町として残るだろう」と述べたことなど¹、核軍縮の歴史に名を残す人々が被爆地の持つ意義について語った例は多い。最近では、2022 年 8 月にニューヨークで開催された核不拡散条約 (NPT) 再検討会議の初日に登壇したドイツのアンナレーナ・ベアボック外相が、同年 7 月の自身による長崎訪問と、そこで出会った被爆者の言葉を演説に盛り込みながら、核兵器使用の非人道性を強調し、自国が参加していない核兵器禁止条約 (TPNW) の柱の一つである核の被害者援助・環境修復問題に触れたことが注目された²。こうした発言が国際議論の流れや世論形成に与えうる影響は決して小さくはないだろう。

もちろん政府関係者に限らず、あらゆる人々にとって、被爆地訪問は唯一無二の経験となる。 広島・長崎を訪れた人々、とりわけ教育関係者が口をそろえて言うことが、「現地に立つ」こと の重要性である。77 年の月日とともに被爆地の街並みは大きく変わり、原爆のもたらした傷跡 は見えにくくなっている。それでも被爆地は原爆の記憶とともにある。市内には原爆の実相を後 世に伝えることを目的とした諸施設があり、街のいたるところには原爆の爪痕を生々しく残し た被爆樹木や被爆建物、遺構も点在する。そして何より、被爆体験を語り継ごうとする人々の活 動と想いがそこにある。

もちろん学ぶことに地理的な制限はない。加えてコロナ禍を背景に、情報通信技術を活用した取り組みも広がり、地球上どこにいても「被爆の実相」について情報を得ることはできる。それでもなお、実際に被爆地に立ち、その空気を感じることでしか得られない学びは存在するし、その価値はますます大きくなっている。「被爆者なき時代」を前に、私たちはこうした被爆地の持つ力を再認識し、その強みをさらに活かしていく方途を模索し続けなければならない。今回のG7サミットは、そのための格好の機会を提供するものである。

3. 訪問のその先へ

その意味では、8月の NPT 再検討会議に日本の総理大臣として初めて登壇した岸田首相が、「核なき世界」に向けたロードマップと位置付けた「ヒロシマ・アクション・プラン」の5項目目で被爆地訪問を奨励したことは時宜にかなった呼びかけと言える 3 。あわせて首相は、国連に1千万ドル(日本円で 1 0.8 億円)を拠出する「ユース非核リーダー基金」の立ち上げを発表した。核保有国・非核保有国の両方から未来のリーダーたる若者を広島・長崎に招き、被爆の実相への理解を深めさせ、核軍縮に向けたネットワーク形成を促すという趣旨である。これについては、 1 2023年3月に入って外務省と国連軍縮部(UNODA)の両方から両者の調整が整い、同額の拠出に進んだことが公表されたが 4 、今後の具体的な計画については明らかになっていない。

1 RCC 中国放送、2022 年 8 月 31 日 https://newsdig.tbs.co.jp/articles/rcc/139576?display=1

https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-

fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_Germany.pdf

³ 岸田首相による一般討論演説、2022 年 8 月 1 日 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376850.pdf

² ベアボック外相による一般討論演説、2022 年 8 月 1 日

 $^{^4}$ 外務省「『ユース非核リーダー基金』設立のための国連軍縮部(UNODA)に対する資金拠出」2022 年 3 月

ここで謳われている若者の訪問を含め、日本政府が再三掲げている被爆地訪問については、その効果を最大化するための工夫が不可欠であることを強調したい。単なる訪問ツアーで終わらせず、国連軍縮部をはじめとする国際機関、地元自治体、教育機関、専門家、被爆者、市民団体など多様なアクターを巻き込んだ、より包括的な軍縮教育プログラムの開発と実施に繋げていく好機とすべきである。

そのためにはまず、軍縮教育とは何であるか、何を成し遂げようとしているのか、という入口が正しく認識されることが第一歩となる 5。1980年の国連教育科学文化機関(UNESCO)主催「軍縮教育に関する世界会議」で採択された最終文書は、前提となる「軍縮」の定義として「一国での軍縮イニシアティブを含む、兵器の制限・管理・削減・そして究極的には効果的な国際管理の下での全面完全軍縮を目指したあらゆる形態の行動」であり、「武装した国家における現状のシステムを、戦争がもはや国家の政策の道具とされず、人々が自らの未来を決定し、正義と連帯とに基づく安全保障の中に生きることを可能とする、武力によらない平和に向けた新しい世界秩序へと転換させることを目指したプロセス」と述べている。軍縮が単なる兵器の量的・質的削減及びその撤廃を目指すものではなく、武力に依存しない世界秩序への転換のプロセスと認識されている点が重要である。

さらに、軍縮教育に関する初の包括的な報告書である 2002 年の国連報告は、軍縮教育の目的について、「効果的な国際管理の下での全面完全軍縮の実現に向けて、一人ひとりが、国民として、また世界市民として貢献できるようその力を高められる (empower) よう知識や技術を授けること」と定義している。

このように、軍縮教育において強調されているのは「一人ひとり」に着目することの重要性である。軍拡、そして戦争は「一人ひとり」を損なわせ、自らの未来を決定する力を失わせるものである。そして軍縮の実現には「一人ひとりの力の向上」(エンパワメント:empowerment)が不可欠であり、知識を得るだけでなく、個人の意識のレベルにおいて、問題解決への姿勢が醸成されなければならない、ということが強調されている。これは、1994年の国連開発計画(UNDP)が「人間開発報告」を発表して以降、国際社会に浸透してきた、国家中心の安全保障から「人間の安全保障」への転換を求める動きとも、また SDGs(持続可能な開発目標)が「誰一人取り残さない」ことを掲げていることとも重なる考え方である。

「一人ひとりの力の向上」という観点は、軍事・外交・安全保障といった分野において特段重要な意味を持つことを指摘しておきたい。これらの分野では、「国の専管事項」の名の下に、市民への情報開示や意思決定プロセスへの参画が制限されてきた歴史がある。こうした長年の積み重ねは、人々から論理的・批判的な思考力、社会問題に対する主体性や責任意識、変革のため

UNODA "UNODA and Japan reach agreement on the terms for new programme "Youth Leader Fund for a World Without Nuclear Weapons," March 14, 2023

https://www.un.org/disarmament/update/unoda-and-japan-reach-agreement-on-the-terms-for-a-new-programme-youth-leader-fund-for-a-world-without-nuclear-weapons/

 $^{14 \ \}boxminus \ \underline{https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_001101.html}$

⁵ 軍縮教育の対象は核兵器に限るものではないが、ここでは核兵器に焦点を当てて論じる。

に立ち上がる行動力といったものを奪い、受け身の姿勢を「当たり前のこと」とさせてきた。日 本においてもこうした傾向は強いと言えるだろう。軍縮教育とは、まさにこうした部分にメスを 入れ、人々の意識改革を生み出すことを狙ったものなのである。

4. NPT で見られた「足がかり」

このように、いま求められているのは、あるべき軍縮教育の姿を明確に描きつつ、被爆地訪問 の意義や在り方を問い直していく作業である。ここではそのための国際機運はすでに到来して いることに触れたい。

2022 年 8 月の NPT 再検討会議で合意一歩手前まで行った最終文書案には、前回合意に至っ た 2010 年以来の国際議論の変化を反映した形で、いくつかの注目すべき前進が見られた。核兵 器の非人道性、ジェンダー主流化といったテーマに関連して、過去の合意よりも、質・量ともに 踏み込んだ表現が盛り込まれていたのである。核被害者援助・環境修復の重要性に触れられたこ ともその一つであった。

軍縮教育の関連でも、広島・長崎だけでなく、世界各地の核実験被害地域を含めて、核兵器の 被害を受けた地域との交流を奨励するとの内容が下記のように新しく盛り込まれたら。

「本会議は、締約国に対し、核兵器が人道や環境に与える影響を知らしめるため、核兵 器の使用や実験の影響を受けた人々や地域社会との交流や体験を直接的に共有すること を含め、核軍縮・不拡散に関するあらゆる話題に関し、特に若い世代や将来世代、また指 導者、軍縮専門家、外交官の意識喚起に向けた具体的措置をとることを求める。|

このような最終文書案における変化は、「一人ひとり」に光を当てる流れが、長らく国家中心 の安全保障観に支配されてきた NPT の議論の中にも浸透してきた現状を示している。 軍縮教育 に関する上記の表現が、米国、英国の核兵器国を含めた89カ国が名を連ねた、日本主導の「軍 縮・不拡散教育に関する共同声明」7で用いられていたものであることに注意を喚起したい。

広島、長崎の被爆者と世界各地の核被害者の体験を重ね合わせることは、より広い観点で核の 被害の実相を明らかにしていくことであり、非人道性のさらなる焦点化にはかかせない視点で ある。それは、1945年8月の原爆投下を「広島・長崎の経験」あるいは「唯一の戦争被爆国・ 日本の経験」としてのみ伝えるのではなく、核兵器の非人道性を物語る「人類共通の経験」とし て普遍化していく上でも不可欠な作業となる。

またそれは、核兵器国・非核兵器国がともに進んでいける次のステップとなる。被害者援助・ 環境修復、ジェンダー、軍縮教育といった共通項を活用しつつ、核の非人道性のさらなる普遍化 を通じて TPNW をめぐる各国間の溝を狭めていくことは十分に可能である。これは「橋渡し」 役を標榜する日本政府の意向にも合致するものであり、 次回以降の TPNW 締約国会議に日本が

https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmamentfora/npt/revcon2022/documents/CRP1_Rev2.pdf

⁶ Draft Final Document, NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2, August 25, 2022

⁷ Joint Statement on Disarmament and Non-Proliferation Education, August 5, 2022 https://estatements.unmeetings.org/estatements/14.0447/20220805/0bad2a2LLCFl/WqLcWISruIzt_en.pdf

オブザーバー参加していくインセンティブともなりうるだろう。

4. むすびにかえて:市民社会の課題

前項で述べたような国際議論の動向をにらみつつも、市民社会には、G7 広島サミットを契機に、あるべき軍縮教育の姿を、より直接的かつ大胆な形で求めていく努力が求められる。

冒頭で述べたように、G7の構成国はすべてが核抑止に依存する国である。ウクライナ危機を前に、核抑止力依存が高まる現状がある一方で、多くの非核兵器国と市民社会はウクライナ危機こそ核抑止依存の限界を示すものとの声を上げ続けている。昨年の 6 月にウィーンで開催された TPNW 締約国会議では、核抑止依存を「誤り」と断じる力強い政治宣言が採択された。8 月の NPT 再検討会議では多くの非核兵器国が、ロシアに対する批判に留まらず、第 6 条の核軍縮義務と過去の合意の完全履行に背を向ける 5 核兵器国全体の責任を問うた。ロシアや中国は「無責任」、自国は「責任ある」核兵器国であるといみじくも述べた米国を、「ダブルスタンダード(二重基準)」と突き放したオーストリアはその一つである。非核兵器国の厳しい視線が「核の傘」依存国に対しても向けられていたことを忘れてはならない。

私たちの安全を本当に守るものは何か――。今回の G7 サミットは、こうした根源的な問いを一人ひとりが考える好機として活用されなければならない。直面する危機が大きく、緊急であるからこそ、一歩立ち止まって熟考する姿勢が重要となる。G7 各国のいずれにも強固な市民社会が存在しており、核抑止による安全保障の是非をめぐる幅広い議論が喚起される土壌は整っている。軍縮教育はまさにそうした動きの促進剤となるものである。日本の市民社会においても、G7 サミットを視野にすでに様々な活動が展開されているが 8、そうした中でも軍縮教育の推進が中心議題の一つに据えられることを期待したい。

軍縮教育の描く世界、すなわち、一人ひとりの命と安全、安心、尊厳が尊重される世界に私たちは向かって歩みを進められるか。より普遍的な価値観の共有に向けて、世界は新たな一歩を踏み出せるか。今回の G7 サミットが、そうした大きな問いを私たちに突き付けるものであることを忘れずにいたい。

-

⁸ たとえば、G7 各国政府への働きかけを活動目的に結成された G7 市民社会コアリション 2023 などがある。 https://g7-cso-coalition-japan-2023.mystrikingly.com/

第3章 2023 年核不拡散条約準備委員会と核兵器禁止条約締約国会議に向けて

広瀬 訓

1. はじめに

2022 年はコロナパンデミックもやや落ち着きを見せ始め、延期が続いていた核兵器禁止条約 (TPNW) の第一回締約国会議や核不拡散条約 (NPT) の再検討会議の開催が決まるなど、停滞気味だった核軍縮・不拡散に関する交渉が本格的に再開できる見通しとなった。また、それらの会議を見据えて、1月4日に5兵器国 (N5) が核兵器に関し、「核戦争に勝者はおらず、核戦争は戦ってはならない」という共同声明 1を出すなど、明るい展望を持って始まった。

しかし、その直後、2月24日にロシアによるウクライナ侵攻が始まり、それに関連しロシアが繰り返し核兵器の使用の可能性をほのめかし、また、ウクライナ国内の原子力発電所近辺でも戦闘が繰り広げられるなど、世界の核兵器をめぐる状況は冷戦後最悪と言われるほど悪化した。ロシアと西側諸国との間では激しい非難の応酬が続き、存在感を増している中国と西側諸国との間の緊張も高まりこそすれ、緩和へと向かうきっかけは見いだせなかった。そのような状況の中開催された NPT 再検討会議は、NPT 史上初めて、前回の 2015 年の再検討会議に続いて二回連続での最終文書の採択失敗という結果に終わった。

2023 年を迎えて、ウクライナ紛争は収まる兆しも見えず、世界的な緊張は高まりこそすれ、 緩和される見通しは立たない。そのような厳しい情勢の中で、G7 が安定した国際関係と核軍縮 へ向けて何ができるのか、主に多国間外交の観点から考えてみたい。

2. 2022 年の経緯

2022 年の核軍縮・不拡散をめぐる国際社会の主な動きとしては、6 月にウィーンで開催された TPNW 第一回締約国会議と、8 月にニューヨークで開催された NPT 再検討会議がある。 TPNW 締約国会議は、会期が短く、基本的に今後の検討の方向性と第二回締約国会議へ向けての具体的な方針が決められ、かなり詳細なウィーン行動計画が策定されたことで、期待通りの成果があがったと言える。また、ドイツ、オランダ、ノルウェー、ベルギーの NATO 加盟国や同じく核の傘国であるオーストラリアがオブザーバーとして参加したことは注目を集めた。その反面、日本国内では日本が参加を見送ったことが被爆者団体や平和活動団体から批判を浴びた。 TPNW 締約国会議では、特にロシアを名指しで非難するような議論はあまり行われず、TPNWの実施に関する議論が展開された。これは日程的に TPNW の「枠外」にいるロシアやウクライナに議論を費やす余裕がなかったこと、第一回の締約国会議として優先的に処理しなければならない議題が多かった、参加国の多くがいわゆる「グローバルサウス」の国々で、ウクライナ紛

https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/01/03/p5-statement-on-preventing-nuclear-war-and-avoiding-arms-races/

¹ Joint Statement of the Leaders of the Five Nuclear-Weapon States on Preventing Nuclear War and Avoiding Arms Race

争から距離を置いていたことなどが主な理由だと考えられる。留意すべきなのは、ドイツ、オランダ、ノルウェーもあえてロシア批判に注力しなかったことである。当然オブザーバーとして議題から外れた問題を持ち出すことで議論を混乱させるようなマナー違反を差し控えるという配慮から、それぞれの発言は短いものであったが、これら参加国の発言は、TPNWの究極的な目標である核兵器の廃絶に共感を示しながら、TPNW そのものとは距離を置くという立場を確認するものであった。

TPNW とは異なり、NPT 再検討会議においては、ウクライナ情勢をめぐり主にロシアと西側諸国の間で激しい議論が交わされ、危惧されたとおりに最終的にウクライナをめぐる意見の対立を解消することができず、ロシアの反対により最終文書の採択に失敗する結果となった。しかし、会議全体の雰囲気は意外に良好であったという印象が強い 2 。それは 2 015 年の再検討会議が中東をめぐる意見の対立によって最終文書の採択に失敗したことを踏まえて、二回連続での「決裂」は回避したいという各国の思惑があったからであろう。しかし、同時に最終文書の採択を目的とした議論は、しばしば妥協を優先し、内容に乏しい側面があったことは指摘しておかなければならない 3 。

3. 2023 年への展望

今年は8月に2026年NPT再検討会の第一回準備委員会、およびTPNWの第二回締約国会議が予定されている。8月にウィーンで開催されるNPT準備委員会については、とりあえず第一回ということで、各国ともまずは自国の立場を主張するということになるだろう。まだ2026年へ向けて妥協を急がなければならない段階ではないので、何らかの合意が成立する見込みは薄い。これまでも準備委員会の段階で合意が成立することはなかったので、合意が成立しないこと自体は大きな問題ではない。また、8月までにウクライナ問題が何らかの解決に至り、ロシアと西側諸国との間の関係が改善される見込みは薄いだろう。このままでは、8月の準備委員会においても、昨年の再検討会議と同様の意見の対立が続くばかりで、各国がそこに一定の方向性を見出し、議論が収束することを期待するのは困難であろう。昨年の再検討会議の席上、通常であれば再検討会の翌年には開催されない準備委員会を続けて開催することは、新しい再検討サイクルの始まりの会議というよりは、再検討会議で積み残した宿題をフォローするための会議となるだろうと指摘した国もあった4が、たしかにその傾向が強くなることは避けられないだろう。

² 広瀬 訓 「『議論』より安易な『合意』を目指すおそれ」 RECNA NPTBlog 第 6 号

 $[\]frac{\text{https://recnanpt2022.wordpress.com/2022/08/23/\%e7\%ac\%ac6\%e5\%8f\%b7\%e3\%80\%8e\%e8\%ad\%b0\%e8\%}{\text{ab\%96\%e3\%80\%8f\%e3\%82\%88\%e3\%82\%8a\%e5\%ae\%89\%e6\%98\%93\%e3\%81\%aa\%e3\%80\%8e\%e5\%90\%8}{8\%e6\%84\%8f\%e3\%80\%8f\%e3\%82\%92\%e7\%9b\%ae\%e6\%8c\%87\%e3\%81\%99\%e3\%81\%8a\%e3\%81\%9d\%e3}{882\%8c/}$

³ 同上

⁴ 広瀬 訓 「再検討サイクルの示唆するもの」 RECNA NPTBlog 短信 3

https://recnanpt2022.wordpress.com/2022/08/23/%e7%9f%ad%e4%bf%a1%ef%bc%93-%e5%86%8d%e6%a
4%9c%e8%a8%8e%e3%82%b5%e3%82%a4%e3%82%af%e3%83%ab%e3%81%ae%e7%a4%ba%e5%94%86
%e3%81%99%e3%82%8b%e3%82%82%e3%81%ae/

問題は、それが再検討会議と同じパターンの応酬を繰り返し、議論が進展しないままで終わる可能性が決して低いとは言えないことである。もし NPT の会議がウクライナをめぐるロシアと西側諸国との間の非難の応酬の場になれば、本来の核軍縮・不拡散の議論の停滞を招き、それに不満を持つ国が増える結果にもなりかねず、NPT 体制そのものへの信頼が揺らぐことにもつながりかねない。

11 月にニューヨークで開催される TPNW の締約国会議については、参加国が核兵器廃絶に熱心な国々であり、基本的に同じスタンスを共有していることから、決裂することは考えにくい。しかし、昨年の会議からまだ一年しか経っておらず、どの程度具体的な成果が示せるのかについては慎重に評価する必要がある。ロシアや米国のような核兵器国、およびその同盟国が加入していないことを考えれば、ウクライナ情勢をめぐる議論が活発に行われる可能性も低く、議論が紛糾することもないだろう。しかし、ウクライナ情勢がさらに緊迫した場合、第一回締約国会議にオブザーバー参加した NATO 加盟国が、参加を躊躇する可能性はあるかもしれない。また、核兵器国と同盟関係にある国のオブザーバー参加が増えることは期待できないだろう。さらに、ロシアが今後も核兵器使用への言及を繰り返した場合、会議の円滑な運営を優先し、あえてウクライナ情勢に関し、慎重に言及を避けるような姿勢を見せれば、現実の核兵器使用の可能性に対し、TPNW 締約国が明確な立場をとろうとしないという印象を与えることにもなりかねない。第二回締約会議以降、現実の国際情勢の推移を見据えて、デリケートな会議の運営が要求されることになると考えられる。

4. 米ロ間の緊張と多国間外交

NPT や TPNW のように多数の国が参加し、多国間での会議が行われる場合と、米ロあるいは米ロを中心にそれぞれの同盟国が直接交渉するような場合では、当然交渉のスタイルや内容も異なってくる。直接交渉では効率的な交渉が可能な反面、意見が対立する場合は交渉が容易に決裂してしまう傾向が強い。反対に多国間での交渉は、合意を形成するまでに多くの国の利害を調整しなければならないために時間と手間がかかることが多い反面、対立する国々が参加していても、中立的な国が仲介役を担って調整を進めたり、最悪の場合でも賛成する国々の間だけで合意を成立させるような形で交渉をまとめるなど、妥協を成立させやすいともいえる。

しかし、最近のNPT再検討プロセスでは、地域的な対立が論点として強調され、結果としてその影響で再検討会議が決裂する結果が続いた。2020年の中東問題をめぐる米国と主に中東諸国との対立、および昨年の再検討会議でのウクライナをめぐる問題でのロシアと主に西側諸国との対立である。これはある意味、二者での直接交渉と、多国間での交渉の悪い面が組み合わさった結果であると言える。米国やロシアといった大国が、自国の立場に固執し、会議全体としては妥協へ向かっていたはずの流れが、土壇場で米国やロシアによってブロックされ、最終文書の採択に失敗という結果になってしまった。これは、米ロが自国の立場に固執し、いわば「会議の成功」を人質に、他国の妥協を引き出そうとして失敗してしまったように見える。米ロにとって、NPT再検討会議は自国の主張を通すための手段の一つに過ぎないとみなされているのかもしれない。これは個別具体的な対立案件が持ち込まれることで、多国間の議論が阻害されるという、

世界的な核軍縮・不拡散を考えるうえで、大きなマイナスとなっている⁵。これは多国間交渉の宿痾ともいえる現象ではあるが、本来多国間の交渉は二国間では解決困難な事案について、いわば「迂回路」を設けることで交渉を促進する役割があるはずが、それがまったく機能しないだけでなく、すでに合意が成立している事項についてまで、対立の「巻き添え」を食う形で採択できない事態に追い込まれたことは、極めて残念である。

冷戦時代を振り返ってみても、東西の激しい対立と並行して、NPT や部分的核実験禁止条約 (PTBT) が合意されたことは貴重な前例である。そのような前例を念頭に、現在の緊張した国際情勢を緩和するためにも、NPT を「人質」にとって譲歩を迫るようなアプローチではなく、対立する陣営が多国間交渉のチャンネルを通して合意点や妥協を模索するような、建設的な姿勢が求められている。

5. おわりに: G7 に期待すること

G7 の構成国が米国の同盟国である西側諸国であることを考えるならば、その基本的なスタンスが核抑止に立脚する安全保障であることは明白であり、広島で開催される G7 サミットでその見直しが図られるようなことはありえない。むしろウクライナ情勢や昨今の東アジア情勢を背景に、核抑止の強化が合意されても不思議はない。その中で、核軍縮・不拡散について、前進が期待できるような事項があるかを考えると、悲観的にならざるを得ないかもしれない。

まず TPNW については、おそらく正式に議論されることはないだろう。若干皮肉な言い方をすれば、わざわざ TPNW を否定するような言及を入れないことが重要である。また、間接的には、ウクライナ情勢を念頭に、NATO による核抑止政策の重要性を強調することで、NATO 加盟国の TPNW 締約国会議へのオブザーバー参加を牽制するような議論はすべきではない。実際の問題として、TPNW を否定しなくとも、現行の米国による核の傘の信頼性に大きな疑問が生じるようなことはない。究極の核兵器廃絶を目指すというなら、現時点での TPNW への参加が論外であるとしても、ことさらに TPNW を批判するかのような言及は TPNW 国との対立をさらに深めることにつながるので慎むべきである。

NPT に関しては、ロシアが到底承服できないことが明白な批判はすべきではないだろう。もちろん G7 においてウクライナ情勢は重要な議題となるだろうし、ロシアに対しての非難が共同声明に盛り込まれることは確実だろう。しかし、それが NPT の準備委員会で繰り返されるならば、NPT の再検討プロセスが再び阻害され、NPT 体制自体の形骸化に拍車をかけることになりかねない。ウクライナをめぐる米ソの対立で NPT 再検討プロセスが停滞すれば、世界的な核軍縮・不拡散のモメンタムを維持したい非同盟諸国の反発も予想される。それはどの国の利益にもつながらないであろうし、どの国も望まない事態であろう。そのような事態を避けるためには、NPT 準備委員会において、2026 年の再検討会議での合意を目指して、建設的な議論を進めることが必要である。それが難問であることは間違いないが、その土台として、2022 年 1 月 3 日に

 $^{^5}$ 広瀬 訓 「地域安全保障とグローバルな核の秩序」 『RECNA Policy Paper No.1 2015NPT 再検討 会議を終えてーその評価と今後の課題』 2015 年 6 月 pp.15-16

出された 5 核兵器国首脳の共同宣言および 2022 年 11 月 15 日~16 日にインドネシア、バリで開催された G20 首脳会議で合意したバリ首脳宣言 6がある。いずれも 5 核兵器国がすべて核兵器の使用に反対し、特にバリ首脳宣言では、核兵器の使用の威嚇をも否定している。バリ宣言が、ロシアのウクライナ侵攻の後で合意されたものであり、ロシアも参加していることには特に留意しなければならない。この二つの共同宣言を議論の土台として、NPT 準備委員会で「核兵器の不使用」と「核兵器による威嚇の禁止」を強調した合意を形成するのは不可能ではないだろう。このような提案に正面から反対することはどの国にとっても難しいに違いない。そして、それはウクライナ情勢に関してロシアが核兵器に言及することの正当性を改めて否定する結果にもつながるという点で、直接ロシアを非難し、反発されるよりもロシアの言動を抑制する効果があると考えることもできる。これが二国間では動かない問題を多国間のチャンネルに移して進展を図るアプローチである。

このような観点から、来る広島 G7 サミットにおいては、この二つの共同宣言に謳われている「核兵器は使ってはいけない」という原則を強調し、再確認することが、今後の核軍縮・不拡散にとって極めて重要であるだけでなく、ウクライナ情勢を含む国際的な緊張を緩和するうえでも不可欠だと言わなければならない。

⁻

⁶ 「G20 バリ首脳宣言」、パラグラフ 4

第4章 ウクライナ侵攻後の北東アジア:核リスク削減に向けて

鈴木 達治郎

はじめに

ロシアによるウクライナ侵攻により、北東アジアにおける核の脅威がさらに切迫感を持って議論されるようになった。北朝鮮のミサイル実験の頻繁な継続と新たな核政策、中国の核軍拡と米中対立の緊張増加、これらの脅威に対する米韓日の拡大核抑止の強化、と地域における核をめぐる緊張関係が、さらに悪化しているのが現状だ。RECNAでは、ウクライナ侵攻以前の2021年度から「北東アジアにおける核使用リスク削減プロジェクト」を3年計画で開始した。本節では、北東アジアの核情勢を簡潔にまとめるとともに、上記1年目報告書の概要と、核使用リスク削減にむけての示唆についてまとめた。

1. 悪化する北東アジアにおける核情勢

(1) 北朝鮮の新たな核政策

北朝鮮は、昨年(2022年)1年間で少なくとも 95 回にも上るミサイル発射実験を行った 1 。これまで年間でもっとも発射実験回数が多かったのは 2017年の 24 回であり、昨年から急激に発射回数を増やしていることが明らかである。2023年 3月 12日には、初めての潜水艦発射巡航ミサイル発射実験に成功し、ミサイルは約 1,500km もの距離を飛んで目標を破壊したと報じられた。これが本当であれば、韓国はもちろん、沖縄の米軍基地も、この潜水艦発射ミサイルの到達範囲となる 2 。

日本の防衛省によれば、北朝鮮は核兵器の運搬手段である弾道ミサイルの開発を急激に加速しており、2019年5月以降は、低空を変則軌道で飛翔可能な短距離弾道ミサイル(SRBM)などを繰り返し発射、さらに近年では上記に挙げたような長距離巡航ミサイル、極超音速ミサイル、固体燃料推進方式のICBMの実現を追求している。これらは、2021年1月の党大会において「国防化学発展及び武器体系開発5カ年計画」によって、各種ミサイルの開発に注力しているものと考えられている3。

図-1 北朝鮮ミサイルの射程

_

¹ The New York Times, "Tracking North Korea's Missile Launches", https://www.nytimes.com/article/north-korea-missile-launches.html

² Ellen Kim, "North Korea Launches Strategic Cruise Missiles from Submarine", March 13, 2023. https://www.csis.org/analysis/north-korea-launches-strategic-cruise-missiles-submarine

³ 防衛省、「北朝鮮による核・弾道ミサイル開発について」、令和5年(2023年)2月。 https://www.mod.go.jp/j/surround/pdf/dprk_bm_2023.pdf



出所:防衛省、「北朝鮮による核・弾道ミサイル開発について」、令和5年(2023年)2月。

https://www.mod.go.jp/j/surround/pdf/dprk_bm_2023.pdf

同時に新たな脅威と考えられるのが、2022年9月8日に発表された新たな核政策の法制化である。その中で、核兵器について次の4項目が重要と考えられた4.5。

- 1. 核兵器の指揮権限は国務委員長キム総書記のみに集中
- 2. 核兵器使用条件は「以下の対象に対して相手からの攻撃や攻撃が差し迫ったと判断される場合」——これは先制使用を示唆する重要な項目
 - 北朝鮮国家に対する核兵器あるいは大量破壊兵器による攻撃
 - 国家指導部と国家核戦力指揮機構に対する攻撃(非核兵器も含む)
 - 国家の重要戦略対象に対する致命的な軍事攻撃
 - 有事に戦争の主導権を掌握するための作戦上の必要提起
 - 国家存立や人民の生命安全に破局的な危機をもたらす場合
- 3. 「外部の核脅威と核兵器をめぐる国際的な情勢の変化を恒常的に評価し、それに応じて核兵器を質・量ともに強化する」
- 4. 「われわれは絶対に核を放棄することはできない」――現状における非核化交渉を拒否

特に2番目の核兵器使用条件で「先制使用」を明確にした点は、2013年4月の段階で、核兵器は「あくまでも反撃手段」と位置付けていた政策からの大きな変化と考えられる。さらに2023年1月の朝鮮労働党中央委員会における演説で、金正恩総書記は「新型 ICBM の開発を進めるとともに、保有する核弾頭の数を急激に増やす方針を明らかにした6。

このように、北朝鮮の核・ミサイル開発は、加速され、さらに多様化され、先制使用も辞

 $\underline{\text{https://www.chosunonline.com/site/data/html_dir/2022/09/13/2022091380396.html}}$

⁴ NHK 国際ニュースナビ、「北朝鮮が発表した核法制化 その狙いとは?」、2022年10月11日。 https://www3.nhk.or.jp/news/special/international_news_navi/articles/qa/2022/10/11/25912.html

⁵ 朝鮮日報 on line, 「北朝鮮、『先制核攻撃』を法制化」、2022 年 9 月 13 日。

⁶ NHK、「北朝鮮キム総書記、"核弾頭の保有量" 急激に増やす方針強調」、2023 年 1 月 1 日。 https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230101/k10013939371000.html

さない、益々危険な核戦略へとシフトしてきているのである。

(2) 中国の核軍拡

中国の推定核弾頭数は、2022 年 6 月現在で 350 発であり、すでにフランスを抜いて世界第三位の核大国となった。しかし、2021 年中に、中国の中央内陸部の少なくとも 3 カ所で 300 個以上の ICBM サイロと思われる建設が進められていることが衛星写真などにより明らかにされた 7 。こういった分析を踏まえ、2022 年の米国防省の報告によると、中国は 2030 年までに 1,000 発 8 、2035 年までに 1,500 発まで核弾頭数を増やすとの推定がなされている 9 。

しかし、この核軍拡を実現するためには、材料となる核物質が必要である。中国が保有する核物質(高濃縮ウラン、プルトニウム)在庫量は公表されておらず、どの程度の核弾頭を増産できるか不明だ 10 。そういった中で、注目されているのが、中国の民生用原子力開発である。とくに懸念の対象となるのが、高純度のプルトニウム生産が可能となる「高速増殖炉」とプルトニウムを回収する「再処理施設」の計画である。最新の衛星写真による分析によると、再処理施設は第一工場が 2025 年ごろ、第二工場が 2030 年ごろに運転開始されるとみられている。また、高速増殖炉 CFR600-I,II の 2 基の建設も進んでおり、2023 年、2026 年ごろに運転開始されるとみられる。もしこれらの施設が完成し、運転を始めれば、年間最大 330kg の高純度のプルトニウムが回収されると推定され、2030 年末時点でのプルトニウム在庫量は 2.3~3.5 トンに上ると推定される。これだけで 620~1030 発の核弾頭数に匹敵すると推定される 11 。

このように中国の核軍拡と民生用原子力開発とは密接に関与している可能性があり、今後も 注目しておく必要がある。

=

⁷ RECNA, 「中国の核戦力一覧」、2022 年 6 月。 https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202206/china202206

⁸ US Department of Defense, Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2022. Office of the Secretary of Defense, November 29, 2022.

⁹ US Department of Defense. 同上。

 $^{^{10}}$ 中国は国際プルトニウム管理指針の下で、自主的に分離プルトニウムの在庫量を公開してきたが、2017 年以降報告していない。

¹¹ 小林 祐喜、「中国のプルトニウム生産と核軍拡」、2022 年 11 月 28 日。 https://www.spf.org/spf-china-observer/eisei/eisei-detail004.html

図-2 中国の高速増殖炉建設状況



出所;小林 祐喜、「中国のプルトニウム生産と核軍拡」、2022 年 11 月 28 日。 https://www.spf.org/spf-china-observer/eisei/eisei-detail004.html

(3) 日韓米の対応

以上のような、増加する核の脅威に対し、日本、韓国は米国による「拡大核抑止力」の強化 に動き出した。

2021年11月13日、日韓米首脳はプノンペンにて共同声明を発表した。その中で、「朝鮮半島の完全な非核化に対するコミットメント」を再確認したうえで、次のように述べられている¹²。

「日米韓三か国は抑止力強化のために協働する。バイデン大統領は、日本及び韓国の防衛への米国のコミットメントは強固であり、核を含むあらゆる 種類の能力によって裏打ちされていることを改めて表明した。バイデン大統領は、日本及び韓国に対する拡大抑止を強化するとの米国のコミットメントは強まるのみであることを再確認する。」

このように、日韓は、米国の供与する「拡大核抑止」への依存を強め、米国も拡大核抑止を さらに強化する約束を示したのである。

これに加え、日韓とも独自の抑止力を強化する動きを見せている。

日本は、2022年12月16日、いわゆる「安全保障3文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)」を閣議決定した。国家安全保障戦略では、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面」しているとの認識から、「防衛力の抜本的な強化」を打ち出した。具体的にはGDPの2%に達するような予算の増額、反撃能力の保有、といった新しい防衛力の強化を打ち出した¹³。ただ、政府として「非核三原則」を厳守する、という方針に変化はないとしている。

一方、韓国では、2023年2月20日、保守党与党「国民の力」のトップ鄭鎮碩(チョン・ジンソク)氏が、「韓国は(ミサイル発射の兆候を探知して先制攻撃する)『キルチェーン』の戦略強化を含めて、北朝鮮の敵対姿勢に対する抑止力を高める必要がある」と述べ、さらに「そ

¹³ 国家安全保障局、「国家安全保障戦略(概要)」、令和4年(2022年)12月。 https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou/hosyousennryaku_gaiyou.pdf

¹² 外務省、「インド太平洋における三か国パートナーシップに関するプノンペン声明」、2022 年 11 月 13 日。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100420130.pdf

のような対応では不十分であれば、我々は独自の核開発について真剣に検討する必要がある」とまで述べた ¹⁴。このような「韓国独自の核武装論」は、現実の政策につながるものとは考えにくいが、抑止力強化が最も重要な安全保障政策として考えられていることをよく表している。

以上、地域内の各国は、抑止力依存を高め、軍事力による均衡を求めて、さらなる緊張を生み出す「安全保障のジレンマ」に陥っているとみられるのだ。

3.「北東アジアにおける核使用の可能性:核リスク削減への示唆」

以上のように、北東アジアにおいては、核抑止力の強化が進むばかりで、本地域における核使用リスクもこれまでになく高くなっている。RECNAでは、ノーチラス研究所、アジア太平洋核不拡散・軍縮リーダーシップネットワーク(APLN)と、共同で「北東アジアにおける核リスク削減」プロジェクトを昨年度より3年計画で開始した。昨年度は、報告書「北東アジアにおける核使用の可能性:核リスク削減への示唆」を発表した15。その概要を説明する。

(1) 25の「起こりうる事例 |

1年目の報告は、①発端事象と先制使用(どのような状況下で核兵器が使用されるのか、どの国が核兵器を最初に使用するか)、②紛争の展開(いったん核兵器が使われたら、その後の展開はどうなるか)」、③使用ケースがもたらす重大な帰結(核使用の結果、どのような帰結が予想されるか)、の3つの問いに答えるべく、「十分に起こりうる」事例を描くこととなった。そのため、核軍縮・不拡散の専門家だけではなく、核保有国の軍事戦略・核戦略に詳しい専門家や、日韓の安全保障専門家に集まっていただいて、ブレーンストーミングのワークショップを開催し、現実に起こりうる25の事例を描くことができた。図一3は25の事例を分類したものであるが、意図的・非意図的の軸と、目標が軍事施設か都市かの軸で事例が整理されている。また、先制使用する国による分類もされている。

⁻

¹⁴ Financial Times (日本版、日本経済新聞)、「韓国与党トップ、独自核武装の必要性に言及」、2023 年 2 月 21 日。https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB210JR0R20C23A2000000/

¹⁵ RECNA,「北東アジアにおける核使用の可能性:核リスク削減にとっての示唆」、2022年1月(日本語要旨)。https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Year_1_NU-NEA_Report_J-Summary_220128.pdf



出所:RECNA,「北東アジアにおける核使用の可能性:核リスク削減にとっての示唆」、2022 年 1 月(日本語要旨)。 https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Year_1_NU-NEA_Report_J-Summary_220128.pdf

これらの事例を通じて、改めて認識すべき重要な点として、第一に事例の半分近くが「意図せざる核使用」の事例になったことである。相手側の意図に対する誤解、ミスコミュニケーション、事故などが理由で核兵器を使用してしまうことが現実のリスクとして再認識された。第二に、いったん核兵器が使用された後の展開は、極めて不確実であり、予測ができない、という事実である。核兵器を使用する目的としては、軍事的対立を早期に収拾すること、さらなる戦争の拡大を抑止することがあげられるが、実際にはその目的を達成できないことも十分に起こりうる。さらに、核兵器システムの技術が進歩し、多様化している現状では、核使用に伴う不確実性を抜きに核リスクを議論することはできない。

(2) 事例から得られた政策的示唆

これらの事例から得られた核リスク削減に向けての示唆は以下の3点にまとめられる。

① 敵対主体間のコミュニケーション確保、信頼醸成の必要性

核兵器の使用が、ミスコミュニケーションや誤解などで起きてしまうことを考えれば、敵対する国の間、特に政策決定者や軍事戦略担当者間で、通常時そして非常時におけるコミュニケーションを確保することが必要である。核ホットラインの確保などが具体的施策として考えられる。また、お互いの軍事戦略や核政策の相互理解を深めるために、核戦略の透明性を確保し、定期的に情報交換を行うことなどを通じて、相互の信頼関係を強化していくことも求められる。

② 核兵器使用プロセスの監視強化、多重性、冗長性の確保

次に、核兵器使用の意思決定から実際に核兵器発射までのプロセスへの信頼性も重要である。現在では、大統領や首相が一元的に核のボタンの意思決定権限を所有している場合が多いが、それでは核使用のリスクが高くなる可能性がある。緊急時に際しては、短時間で意思決定をしなければいけないが、そのために意思決定プロセスの透明性や多重性が失われてやはりリスクが高くなる。使用後にでもその決定の合理性を確認できるよう、使用までの意思決定プロセスの監視能力を確保することも必要だろう。また、事故やサイバー攻撃などへの対応も含め、意思決定プロセスの「冗長性」確保も必要だ。

③ 核使用リスク削減政策(例「先行不使用政策」)の採用

最後に、安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、実際の核使用リスクを削減する政策を導入していくことが求められる。その具体例として、もっとも効果的なものとして「先行不使用」政策の採用があげられる。核の傘に依存する国からは「核抑止力の弱体化」につながる可能性があるとして、反対の意見が強い。しかし、核抑止の強化を進めることは、かえって核使用のリスクを高めるというジレンマがあることが、本報告書からも改めて明らかになった。核抑止力を維持しつつ、その依存度を下げるためにも、先行不使用政策の採用を検討することが望ましい。

4. G7 サミットにむけて

北東アジアの核使用リスクは、極めて高くなってきている。核使用リスクの削減は、地域の国々にとって緊急の重要課題である。核抑止力への依存が強まれば強まるほど、核抑止力の強化を進めれば進めるほど、逆に核使用リスクは高まる恐れがある。抑止力強化のみに頼るのではなく、地域の緊張緩和にむけての外交努力こそが今求められる。朝鮮半島の非核化へのコミットメントはまだ日米韓で共有されているはずだ。中国も含めて、地域の安全保障問題を議論する場を構築していくことが求められる。被爆地広島で開催される「G7 サミット」において、核使用リスク削減への具体的施策や地域の緊張緩和策が討議され、北東アジアの非核化を目指しての政策が提言されることを望む。

第5章 広島 G7 サミット:首脳が決断すべきこと

吉田 文彦

広島でのG7サミットのメンバー国はすべて、核抑止に依存する国である。米国と英国、フランスは核保有国であり、日本、ドイツ、イタリア、カナダは米国の同盟国として「核の傘」のもとにある。ドイツ、イタリアは北大西洋条約機構(NATO)の中で米国と「核の共有」をしている国で、自国の軍用機に米国所有の核兵器を搭載して攻撃できる態勢をとっている。この7カ国のうちドイツだけが昨年に開催された核兵器禁止条約(TPNW)第一回締約国会議にオブザーバー参加したが、ドイツも含めて7カ国すべてがTPNWに否定的な立場を表明している。つまり、いずれの国も少なくとも相当期間にわたって、核抑止とそれを支える核兵器を必要としている国々である。その7カ国のリーダーが被爆地に集まったからと言って、すぐさま核依存体質が抜本的に変わることなどないだろう。しかしながら、ウクライナ侵略開始直後からロシアが核兵器による威嚇を強めている中で、何ら事態の好転につなげられるようなメッセージや政策を打ち出せないまま被爆地でのサミットが終わってしまえば、核兵器が使われるリスク(核リスク)の高止まりが続きかねない。冷戦後の核軍縮の潮流が大逆転し、核軍拡の方向へと完全に転じてしまうかも知れない。核抑止に依存する7カ国のリーダーは広島で何を決断すべきなのか。この点を考えてみる。

核抑止に依存しない安全保障の構築までには、少なくとも 10 年単位の長い時間がかかる。そうした現実も踏まえながら、目下の課題への対応に加えて中長期的視点から考察していくために、今後の世界のパワーシフト、とくに経済力の変動をみておきたい。

PwC コンサルティング合同会社がまとめた調査報告書「2050 年の世界」で示された国内総生産 (GDP) のランキングが表 1 である 1 。これによると 2030 年の GDP 世界 1 位は中国で、2 位に転落した米国の約 1.4 倍の GDP となる見込みである。2030 年での上位 10 位の中に残っている G7 のメンバー国は、米国、日本、英国の 4 カ国のみとなっている。こうした G7 のメンバー国の後退と同時に、インド、インドネシア、ブラジル、メキシコといった新興国の躍進が際立っている。2050 年になるとこの傾向はさらに強まり、上位 10 位の中に残る G7 メンバー国は、中国、インドに次いで 3 位に落ちる米国、8 位の日本、10 位のドイツのみとなる見通しだ。

伸長が予想される主な新興国は、G20(金融世界経済に関する首脳会合)のメンバー国である。 G20 発足のきっかけは 1997 年に始まったアジア通貨危機だった。国際金融システムの安定化 には、G7 だけでなく、新興国の参加が重要であるとの認識が深まって、1999 年の G7 財務大臣 会議で G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の創設が合意された。首脳レベルの G20 会議も毎年 1 回開催されている。参加国はG7 メンバー国に加えて、アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、

¹「2025 年の世界 世界の経済力のシフトは続くのか?」(日本語版)、PwC 、2016 年 5 月 https://www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/archive/assets/pdf/world-in-2050-february-2015.pdf

インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコである。 以上のような世界経済におけるパワーシフトの結果、2030年では G7 の 4 カ国以外に G20 の 6 カ国(中国、インド、インドネシア、ブラジル、ロシア、メキシコ)が GDP 上位 10 位の中 に入ると予想されている。2030年では新たにナイジェリアが GDP 上位 10 位に入り、G7 メン バー国が 3 カ国、それ以外の G20 メンバー国 7 カ国という顔ぶれになる見込みだ。

表 1 2030年・2050年のGDP ランキング

	2030年		2050 年		
順位	国	予想 GDP	围	予想 GDP	
1	中国	36,112	中国	61,079	
2	米国	25,451	インド	42,205	
3	インド	17,138	米国	41,384	
4	日本	6,006	インドネシア	12,210	
5	インドネシア	5,486	ブラジル	9,164	
6	ブラジル	4,996	メキシコ	8,014	
7	ロシア	4,854	日本	7,914	
8	ドイツ	4,590	ロシア	7,575	
9	メキシコ	3,985	ナイジェリア	7,345	
10	英国	3,586	ドイツ	6,338	

2014 年購買力平価 (PPP) ベースで換算、単位は 10 億米ドル

出典: IMF WEO database (October 2014) for 2014 estimates, PwC projections for 2030 and 2050

多かれ少なかれ、こうした長期的傾向を見越したうえでG20 が設置されたわけだが、世界経済のガバナンス、さらに国際政治における影響力がG7から、G7以外のG20メンバー国にパワーシフトしていく傾向が次第に顕著になりつつある。主な議題は経済関連だが、政治・安全保障問題にも議論の幅が広がってきていることが近年の大きな特徴である。

G20 は、ロシアによるウクライナ侵略にも機敏に反応した。2022 年 11 月にインドネシアのバリで開催されたG20 には、プーチン・ロシア大統領は参加していなかったが、ラブロフ・ロシア外相が参加していた。その中にあって、ロシアの名指し批判こそ避けたものの、「G20 バリ首脳宣言」の中で次のような文言を盛り込んだ。

G20 は「安全保障問題を解決するためのフォーラムではないことを認識」しながらも、「安全保障問題が世界経済に重大な影響を与え得ることを認識する」と強調した。そのうえで、「ほとんどの G20 メンバーは、ウクライナにおける戦争を強く非難し、この戦争が計り知れない人的被害をもたらし、また、(経済)成長の抑制、インフレの増大、サプライチェーンの混乱、エネルギー及び食糧不安の増大、金融安定性に対するリスクの上昇といった世界経済における既存の脆弱性を悪化させている」との見方を示した。

そして、戦争と平和、さらには核兵器についてこう宣言した。「平和と安定を守る国際法と多 国間システムを堅持することが不可欠である。これには、国際連合憲章に謳われている全ての目 的及び原則を擁護し、武力紛争における市民及びインフラの保護を含む国際人道法を遵守する ことが含まれる。核兵器の使用又はその威嚇は許されない。紛争の平和的解決、危機に対処する 取組、外交・対話が極めて重要である。今日の時代は戦争の時代であってはならない」。

「理想主義」との批判もあるだろうが、現在と未来の安全保障が抱える諸課題を見抜いた率直 で明快な内容と言えるだろう。核兵器を含む軍事力への傾斜を強めるG7 メンバー国だけでは、 少なくとも 2022 年 11 月の段階ではとても発せられなかった内容と言えるだろう。宣言だけで 事態の好転は望めないのが国際政治の現実ではあるものの、今後の G7、とりわけ広島での G7 では、上記のような「G20 バリ首脳宣言」を念頭に置いた協議を進め、この宣言と連続性のあ る G7 首脳声明を、今後のパワーシフトも見据えながら出すべきだろう。

「G20 バリ首脳宣言」から「G7 ヒロシマ首脳声明」へ――このふたつの重要な文書の連続性 を担保して、核兵器が使われるリスク(核リスク)の高止まりや、核軍縮から核軍拡への逆噴射 続発を防いでいくために、核抑止に依存する 7 カ国のリーダーは広島において何を決断すべき なのか。この問いを考えるためにここからは、①グローバルサウスとの連携強化、②「法の支配」 の普遍化、③「核軍縮は安全保障にプラス」との評価の共有化について記すことにする。

第一は、グローバルサウスとの連携強化についてである。グローバルサウスは「南半球に多い アジアやアフリカなどの新興国・途上国の総称 | で、「北半球の先進国と対比して使われる | こ とが多い。また、国土が南半球に位置しているかにかかわらず、「新興国全般を意味する」場合 も多い ²。G20 メンバーに名を連ねる新興国はグローバルサウスの代表的な存在であり、彼らの 後ろには多くの新興国・途上国が存在する。経済関連の問題なみならず、安全保障分野の問題に おいてもグローバルサウスとの連携が欠かせない。核兵器禁止条約 (TPNW) 支持国の多くがグ ローバルサウスに位置していることにも留意しておく必要がある。

こうした視点から着目しておきたいのが、「G20 バリ首脳宣言 | において「今日の時代は戦争 の時代であってはならない」との文言が入った点である3。ウクライナへのロシアの侵略で、戦 争による生産・物流への打撃、経済制裁による経済への悪影響などでグローバルサウスの貧困層 は大きな苦痛をこうむることになった。ロシアや中国に対抗す先進諸国が軍備増強とそのため の予算拡大に舵を切ったことで、グローバルサウスの貧困層への経済・技術支援が細っていくの ではないかとの懸念も強まっている。結局、自らが戦闘当事国ではなくても、大国が戦争を始め ればまわりまわってかグローバルサウスにも被害が及ぶ。そうした戦争が招く矛盾への異議申 し立てのように発せられたのが、「今日の時代は戦争の時代であってはならない」との文言では ないだろうか。国際社会における外交合戦は、異なる主張を展開する当事国が、その当事国を取 り囲む諸国からどれだけ共感を獲得できるかの競争でもある。G7 サミットでは、グローバルサ ウスの数々の痛みをきちんと受けとめ、「紛争の平和的解決、危機に対処する取組、外交・対話

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100422034.pdf

^{2「}グローバルサウスとは「新興国全般、南半球に多く」日経新聞デジタル版、2023 年 2 月 26 日 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM251U10V20C23A2000000/

³ 本稿における「G20バリ首脳宣言」の邦訳は日本外務省の仮訳を参照。

が極めて重要」との「G20 バリ首脳宣言」に記された重い言葉を背負っていく、強い覚悟を示すべきである。

第二は「法の支配」の普遍化に関して、である。「G20 バリ首脳宣言」は「国際連合憲章に謳われている全ての目的及び原則を擁護し、武力紛争における市民及びインフラの保護を含む国際人道法を遵守することが含まれる」と記したうえで、「核兵器の使用又はその威嚇は許されない」との、首脳レベルの宣言としては異例ともいえる明確な立場をとった。その法的背景は明確ではないものの、国連憲章が、①平和的手段、すなわち国際の平和と安全、正義を危うくしない方法で紛争を解決する義務を加盟国に課しており、②いかなる国に対しても武力による威嚇または武力の行使を加盟国に控えるように求めている点に、依拠していると思われる。

宣言が言及した国際人道法とは、「仮に戦争という極限状態にあったとしても、人間としてこれだけは許されないだろう」という最低限のルールを定めた国際法である。国際人道法では、①武力の行使は相手の軍事力を破壊するという目的にのみ限定されるべきという「軍事目標主義」と、②敵に対して過度の傷害を与えたり、無用の苦痛を与えたりすることが予測できる武器を使用してはいけないという「害敵手段の制限」が根底にある。宣言はこうした含意を持つ国連憲章と国際人道法を引き合いに出しながら、「核兵器の使用又はその威嚇は許されない」と断じたと考えられる。

核抑止依存国の G7 は、「核の恫喝」を繰り返すロシアに対して、核使用リスクが高まらないようにロシアに反論し、リスク管理にのぞんできた。しかし、核兵器の使用のみならず、核兵器による威嚇まで「許されない」となると、威嚇の存在を前提に成り立っている核抑止そのものの否定につながりかねず、G7 メンバー国にとっては額面通りに受け入れることは困難だろう。

とはいえ、グローバルサウス、とくに核武装しておらず核抑止にも依存していない大多数のグローバルサウスの諸国は、米国や中国、G7メンバー国が核抑止に頼り続ける現実に厳しい視線を向けている。アントニオ・グテーレス国連事務総長がTPNW第一回締約国会議に寄せたメッセージで「われわれは、一握りの国が振りかざす核兵器が地球上の全ての生命を危機にさらすことを許すわけにはいかない」と指摘したが、これはグローバルサウスの多くの人々の胸に響く言葉だろう。先述のように、TPNW支持国の多くがグローバルサウスに位置する諸国であることも忘れてはならない。

G7 メンバー国はしばしば、ルール無視に傾きがちな「権威主義」諸国に対して「法の支配」の重要性を強調してきた。至極当然であり、「法の支配」は世紀の一度のパワーシフトが進むこの世界において、極めて重要であり、共有されるべき行動原理である。ただ、自分の都合のいい「法の支配」を選びとっては推奨し、不都合な「法の支配」については軽視したり批判したりする姿勢を続けるようでは、「G20 バリ首脳宣言」の有名無実化につながりかねない。無論ながら、グローバルサウスからの幅広い共感も得にくいだろう。核抑止依存国が広島でのG7 サミットで核使用や核による威嚇を「違法」と表明するのは困難だろうが、バリでの首脳宣言を明確に支持して、核の使用と核による威嚇の両方について何らかの制約をかける方向へ歩み出すべきだろう。

バリでの首脳会議終了後に岸田文雄首相は記者団にこう語った。「首脳宣言の中には、大多数の国がウクライナでの戦争を強く非難したこと、G20 として核兵器の威嚇・使用も受け入れら

れないことが盛り込まれた。特に核の威嚇や使用に関しては、人類に対する敵対行為であり、最大限の強い表現で盛り込むべきということを日本から特に強く働きかけた。この表現が盛り込まれたことは、来年のG7 広島サミットへもつながる大きな一歩だったと高く評価する」⁴。首相のこうした基本認識の政策化が問われるところである。

第三は、「核軍縮は安全保障にプラス」との評価の共有化である。「G20 バリ首脳宣言」は、「危機に対処する取組、外交・対話が極めて重要である」と記したが、その試みにおいて、(通常戦力も含めた包括的な)核軍縮が必須であるとの認識を国際社会の基盤にすえていくべきである。

ロシアによるウクライナ侵略開始後、北半球の各地で軍備増強論が勢いを増し、核抑止強化論も一段と幅を利かせるようになった。プーチン大統領が、米ロ間で唯一残る二国間核軍備管理条約である新戦略兵器削減条約(新 START)の履行停止まで発表し、2026 年に期限切れとなる新 START の後継条約の展望は視界ゼロに近い状態である。このような逆風の中で核軍縮の勧めを 説くと、「弱腰」などに条件反射的な批判を浴びることが少なくない。現在求められるのは、「権 威主義国家の核兵器使用をやめさせる具体的戦略」であって、その目的のために核軍縮など役立 たずの存在であるかのような反応も目にする。

しかしながら、軍拡一辺倒の政策に合理的妥当性は見い出し難い。相対する双方が核軍拡すれば、双方とも相手を上回ろうとするゲーム展開が再生産され、いつまでたっても安定しないどころか、かえって不安定な状態に転がり込んでしまいかねない。そうした「安全保障のジレンマ」の悪循環からは、核増強路線のみでは抜け出せない。とくに、中国ほどに軍事費に税金を投入する余裕のない米国やその同盟国の中では、核軍拡競争で先に音を上げるのは自分たちかも知れないとの不安もくすぶっている。そうした落とし穴を早期に自覚して、「危機に対処する取組、外交・対話」の手段としての核軍縮、「安全保障のジレンマ」の悪循環から抜け出すための核軍縮、核使用リスクを減らすための核軍縮を前進させることが双方の利益になる点を共通理解とすることが緊要である。

中満泉・国連事務次長(軍縮担当上級代表)は2017年に長崎を訪問した時に講演でこう語った。「核を持つ諸国は、軍縮の第一の受益者である。核保有量を減らしたり、警戒レベルを下げるための措置をとったり、事故による核使用のリスクを軽減したりすることで、相互の信頼性を高めることができる。技術的に進んだ新型核兵器の開発を抑制する対策は、高額な新型核兵器の開発競争を防ぐことができる。先制攻撃を目的とした様々な武器の廃棄を促進することで 危機の最中であっても安定性を高めることができる」「軍事力の絶え間ない進歩と武力紛争の特質を鑑みると、核軍縮で不作為を続けることは、(安定した)現状維持の確保を意味するものではない。軍縮に関する不作為は、不安定な世界につながる」5。この困難な状況にあってもなお輝き

 $\underline{https://www.un.org/disarmament/wp-content/uploads/2017/08/Delivered-HR-remarks-Mayors-for-Peace-linear content/uploads/2017/08/Delivered-HR-remarks-Mayors-for-Peace-linear content/uploads/2017/08/Deliver-linear content/uploads/2017/08/Deliver-linear content/uploads/2017/08/Deliver-linear content/uploads/2017/08/Deli$

⁴ 岸田首相発言全文「核の使用 人類に対する敵対行為」産経新聞デジタル版、2022 年 11 月 16 https://www.sankei.com/article/20221116-MPF7E7I3ENPN5P62LFAFP6B2OY/

⁵ Izumi Nakamitsu, The 9th General Conference of Mayors for Peace: Opening Ceremony Keynote Speech, August 8, 2017

を放つ卓見であり、「権威主義国家の核兵器使用をやめさせる具体的戦略」として核軍縮交渉を 活用していくべきだろう。

バリでの首脳会議終了後に岸田首相は記者団に、「G7 広島サミットでは、核の問題も非常に重要な課題であると考えている。議長国として議論をリードしていきたい」とも語っている。バリから広島へ――アジアでのリレー発信が、これからの世界を動かすことができるかどうか。岸田首相には、G7 のリーダーたちが上記の3点について決断を下すべく、強い決意で議長をつとめてもらいたい。

Ninth-Conference-8-August-2017-final.pdf

第6章 被爆地からのメッセージ 何を求めるのか G7首脳を迎える広島から

金崎 由美

「ヒロシマ・ノート」などを著したノーベル賞作家・大江健三郎氏の訃報から間もない 3 月 16 日、中国新聞は 1992 年に本紙掲載した本人の寄稿原稿を再掲した。世は冷戦終結とソ連崩壊を経たばかりの時。だが「力の論理が逆転すれば、いつでも核兵器の脅威の再来はもたらされる」などと戒めていた。

それから 30 年後の昨年、核大国ロシアが非核兵器国のウクライナに軍事侵攻した。悲惨極まる戦争はなお続く。プーチン大統領の「核のどう喝」がもたらす「キューバ危機以来の核リスク」に、大江氏の洞察を思う。

5月19日からの先進7カ国首脳会議(G7サミット)は、そんな状況下で開かれる。広島を開催地としたのは、ここを選挙区とする岸田文雄首相の決断だ。平和活動に力を注ぐ被爆者と市民は、被爆地でしか発信し得ないメッセージを強く望んでいる。ロシアの暴挙に対する毅然たる姿勢が必要なのは言うまでもない。岸田氏が強調する「核兵器不使用の継続」もしかり。同時に、そこで終わってしまうことへの懸念も少なからず共有されている。

広島に集う 7 カ国はいずれも核兵器を持つ、あるいは同盟国の核に依存する安全保障政策をとる。「力の論理が逆転」する起点となり得るのはロシアや中国、北朝鮮だけでない。米国、英国、フランスも同じ。「わが国も絶対に使わない」「わが国も同盟国に核使用を求めることを絶対にしない」と主語を伴う誓いを率先してこそ説得力を持つ。

各国の核政策からすれば、そうなる望みは薄い。だが「不使用の継続」は当然のことでもある。 1956年に長崎での結成大会で発足した日本被団協は「核兵器が使われないためには廃絶しかない」と訴えてきた。広島で被爆者らが切望するのは、国を問わず核兵器を違法とする禁止条約に言及し、廃絶への意志と道筋を示すことである。

原爆資料館訪問や被爆者との面会に十分な時間を割き、原爆被害の実態を学ぶよう求める声も強い。実現しても、78年前の大量死の現場が核抑止を絆とする結束の舞台になるならば、市民の反発は必至だろう。原爆投下国の現職大統領として初めて2016年に広島を訪れ、資料館を約10分間の駆け足で見学したオバマ氏が結局は核軍縮への熱意を失ったように見えることへの失望も、被爆者らの間にある。

そのオバマ氏が 2009 年に議長を務めた国連安全保障理事会の決議 1887 号や、2010 年の核不拡散条約 (NPT) 再検討会議で採択された最終文書を思えば、被爆地開催のサミットで「核兵器の非人道性」を確認し、「核兵器なき世界」を共通目標とすることぐらいは最低限の要請ではないか。

広島では、歓迎ムードの中で市民、行政、研究者それぞれが真にサミットに求めるべきことを考え、語り合っている。大江氏は「広島、長崎の人間的な悲惨を訴える声が地道に少しずつ積み上げたものは、決して後戻りすることのない前進なのです」とも説く。首脳たちの被爆地での言動と、核軍縮を巡るサミット後の行動を凝視していくことは、広島と長崎が共に、地道に少しず

つ積み上げるべき責務である。

長崎からのメッセージ:G7 サミットに向けて

朝長 万左男

いよいよ主要先進国の首脳が広島に集合する。ウクライナ戦争などの世界秩序の乱れ、環境と気候の不全、核軍縮停滞など極めて多岐にわたる世界の課題を彼らはどのように議論し、いかなる方向を見出すのか、見守る世界の国々の首脳へいかなるメッセージを発することができるだろうか?

岸田文雄首相の出身地広島での開催となったことは、首脳が一堂に会して、全員で原爆資料館を訪れ核爆発の実相に触れ、ヒバクシャとも対面して、被爆体験をじかに聞く機会となることを岸田首相が願ってのことであろう。サミットで多くの課題の中で核軍縮の停滞を打破する方向性を見出すことに、どこまで時間を費やすことができるか?昨年8月のNPT再検討会議がロシアの反対で最終文書の採択に失敗し、これまで曲がりなりにも核保有国間の協調が維持されてきていた核クラブ側に対して、昨年2月以降のロシアによるウクライナ侵攻と西側諸国に対するプーチン氏の核使用の示唆という威嚇による影響が現在進行形で続いている中での広島サミットである。

近年の我が国の核政策は同盟国である米国の核政策に依存して、核の傘政策を維持することに専念しており、これは我が国周辺の安全保障の悪化に対する対応に終始するのみである。2017年の核兵器禁止条約の成立から2021年の第1回締約国会議の成功裏の開催などの、核軍縮を今こそ核兵器国と非核兵器国が、対話をすすめ、信頼醸成の深まりを実現しなければ、核なき世界を目指す地球規模の願いは、市民社会の期待を裏切って、とても実現へのシナリオを見出せない状況にある。

G7サミットの構成国は国連の常任理事国の中の民主主義と自由経済という共通の価値観を保有しており、権威主義の核兵器大国であるロシアとは真っ向から対立をしている。地球上の多くの問題を協議するという G7 の本来的な立場からは離れて、ウクライナの防衛についてロシアへの圧力をいかに結束して強めていくのかという議論に終始することになれば、NATO 対ロシアの軍事対立の構図をさらに悪化させることになる可能性が高い。

G7 は経済大国が集合した国際グループであるが、国連とは異なり、何ら法的な存立基盤を有しているわけではない。しかし経済力と軍事力で勝る国々の力が結局は地球規模の問題の解決に必須であるという考え方に立てば、世界秩序の回復には国連の常任理事会と並行して G7 が力を発揮する必要がある。ロシアのプーチン氏をメンバーに招いて G8 として開催された時期もあったが、ロシアのクリミア半島の併合以来、G7 体制に戻ったのである。

要するに現在の G7 体制は西側に偏りすぎてしまっているのである。今回、我が国の岸田首相の議長の下、これを是正して、ロシアに対しても、今週モスクワを訪れた中国の習近平氏の行動が権威主義国の側の結束固めとも思われる状況を視野に入れつつ、自らのウクライナの電撃訪問の意図も説明しつつ、世界秩序を回復させる方向性を議論し、議長としての指導力を示さなければならない。冷戦後に初めて赤裸々となってきているロシア (中国もか) と西側との対立にお

いて、岸田首相の立場はいささかウクライナと NATO および米国側に立つものであり、ロシアをいかに屈服させるかの議論に傾くのではないかと心配になる。議長としての岸田首相のスタンスは以上の点から極めて微妙なものとならざるを得ないため、そのかじ取りは戦後日本の首相が経験してきたものと全く異次元のものであり、長年続いてきた経済大国の地位をいくつかの国に明け渡しつつある我が国の力の限界を露呈するものになりかねないことを危惧する。

ロシアとウクライナを含むヨーロッパ地域の戦争停止を含む休戦問題の協議、イランやイス ラエルを含む中東地域での非大量破壊兵器地帯設置に向けての協議、発展を示しつつあるアフ リカ諸国の世界経済への貢献、インド、東南アジアおよびインド洋と南太平洋地域の安全保障の 安定化、米国の世界指導力の陰りを見せる中での集団指導体制の在り方の協議、そうした変化の 中で日本が果たすべき役割など、時間が限られる中、岸田首相は俯瞰的外交を成し遂げつつ、新 しい時代に向かう方向性を開くために広島に向かう。

著者紹介(執筆順)

吉田 文彦 (YOSHIDA, Fumihiko)

RECNA センター長・教授

東京大学文学部卒、朝日新聞社入社。2000年より論説委員、論説副主幹。その後は、国際基督教大学(ICU)客員教授、米国のカーネギー国際平和財団客員研究員、笹川平和財団常務理事など経て現職。長崎大学刊行、RECNA編集の国際学術誌「Journal for Peace and Nuclear Disarmament」(J-PAND)の創刊編集長。大阪大学にて博士号(国際公共政策)。

西田 充 (NISHIDA, Michiru)

長崎大学多文化社会学部教授

専門は、軍備管理・軍縮・不拡散。主な著書は、『核の透明性一米ソ・米露及び NPT と中国への適用可能性』(単著)、『NPTー核のグローバル・ガバナンス』(共著)。外務省にて長年、軍縮不拡散専門官として軍縮不拡散分野に従事(在米日本国大使館、軍備管理・軍縮課、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部、不拡散科学原子力課など)。ミドルベリー国際大学院モントレー校で不拡散を専攻。一橋大学で博士号(法学)取得。

中村 桂子 (NAKAMURA, Keiko)

RECNA 准教授

2001年から12年まで、特定非営利活動法人ピースデポ(横浜)の研究員・事務局長(2005年~12年)として核問題に取り組む。2012年より現職。研究分野は核軍縮、核兵器廃絶と市民社会の役割。若い世代を対象とした軍縮・平和教育に関する研究・実践にも力を注いでいる。近著に『核兵器のある世界とこれからを考えるガイドブック』(法律文化社、2020年)。

広瀬 訓 (HIROSE, Satoshi)

RECNA 副センター長・教授

専門は国際法、国際機構論。国連開発計画(UNDP)プログラム担当官、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部専門調査員、宮崎公立大学教授等を経て、2012年より現職。

鈴木 達治郎(SUZUKI, Tatsujiro)

RECNA 副センター長・教授

1951 年生まれ。75 年東京大学工学部原子力工学科卒。78 年マサチューセッツ工科大学プログラム修士修了。工学博士(東京大学)。2010 年 1 月より2014 年 3 月まで内閣府原子力委員会委員長代理を務めた。核兵器と戦争の根絶を目指す科学者集団パグウォッシュ会議評議員として活動を続けている。

金崎 由美(KANAZAKI Yumi)

中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター長

北海道生まれ。北海道大法学部卒。1995年中国新聞社入社。岩国総局、東京支社、報道部、論説委員室などを経て2020年から現職。連載「グレーゾーン 低線量被曝の影響」で2017年科学ジャーナリスト大賞共同受賞。2020年新聞協会賞受賞「ヒロシマの空白 被曝75年」取材班代表。著書にサーロー節子自伝「光に向かって這っていけ 核なき世界を追い求めて」(本人との共著、岩波書店)。

朝長 万左男 (TOMONAGA, Masao)

RECNA 客員教授

元日本赤十字社 長崎原爆病院院長 / 核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会委員長。 1943 年長崎市生まれ。2 歳のときに、母親とともに爆心地から 2.7km の距離で被爆。長崎 大医学部卒、同大で 40 年間血液内科医として被爆者医療および白血病の研究にあたる。

Research Center for Nuclear Weapons Abolition, Nagasaki University(RECNA) 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki, 852-8521, Japan 〒852−8521 長崎市文教町1−14

TEL. +81 95 819 2164 / FAX. +81 95 819 2165 [E-mail] recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp